

第2編 風水害編

第2編 風水害編 目次

第1部	風水害に強いあきる野市を目指して	1
第1章	風水害編の概要	2
第1節	計画の目的及び前提	2
第2節	計画の構成	3
第3節	計画の習熟	4
第4節	計画の修正	4
第5節	地区防災計画	4
第2章	あきる野市の概況と災害	5
第1節	あきる野市の概況	5
第2節	気象の概況	5
第3節	風水害の概況	5
第3章	河川及び下水道等の整備概要	10
第1節	河川	10
第2節	下水道	11
第4章	市、都及び防災機関の役割	12
第1節	防災関係機関の業務の大綱	12
第2節	市民及び事業者の基本的責務	12
第2部	災害予防計画	13
第1章	水害予防対策	14
第1節	豪雨対策	14
第2節	急傾斜地の崩壊、土石流、地すべり対策	17
第3節	土砂災害対策に関するソフト対策	18
第2章	安全なまちづくりの実現	21
第1節	ライフライン施設	21
第2節	道路及び交通施設等	21
第3章	農林水産施設対策	22
第1節	農地・農業用施設	22
第2節	森林・林業施設	22
第4章	応急活動拠点等の整備	23
第1節	活動庁舎等の整備	23
第5章	防災活動の強化	24
第1節	自助による市民の防災力の向上	24
第2節	地域による共助の推進	24
第3節	消防団活性化対策	24
第4節	事業者による自助・共助の強化	24
第5節	市民・行政・事業者等の連携	24

第6章	ボランティアとの連携・協働	25
第1節	一般ボランティア	25
第2節	登録ボランティア	25
第3節	応急対策	25
第7章	防災運動の推進	26
第1節	防災意識の啓発	26
第2節	防災訓練	26
第3部	災害応急対策計画	27
第1章	応急活動体制	28
第1節	あきる野市災害対策本部の組織・運営	28
第2節	災害対策本部の非常配備計画	28
第3節	災害対策本部設置前における対応	28
第4節	救助・救急対策	29
第5節	応援協力・派遣要請	30
第6節	防災機関の活動体制	30
第2章	情報の収集・伝達	32
第1節	情報連絡体制	32
第2節	災害予警報等の伝達	32
第3節	被害状況等の報告体制	32
第4節	災害時の広報及び広聴活動	32
第3章	水防計画	33
第1節	水防組織体制	33
第2節	水防活動体制	33
第4章	警備・交通規制	42
第1節	警備活動	42
第2節	交通規制	43
第5章	医療救護計画	45
第1節	医療救護等対策	45
第2節	保健衛生	45
第3節	防疫	45
第4節	山間部における医療救護活動	45
第5節	医療施設の確保	45
第6節	遺体の取扱い	46
第6章	避難者対策	47
第1節	避難体制	47
第2節	避難所の開設・運営	51
第7章	物流・備蓄・輸送対策	52
第1節	飲料水の供給	52
第2節	食料の供給	52

第3節	備蓄・調達物資の輸送	52
第4節	輸送車両等の確保	52
第8章	ごみ処理・トイレの確保及びし尿処理・障害物の除去・災害廃棄物処理	53
第1節	ごみ処理	53
第2節	トイレの確保及びし尿処理	53
第3節	障害物の除去	53
第4節	災害廃棄物処理	53
第9章	ライフライン施設の応急・復旧対策	54
第1節	水道施設	54
第2節	下水道施設	54
第3節	電気施設	54
第4節	ガス施設等	54
第5節	通信施設	54
第10章	公共施設等の応急復旧対策	55
第1節	公共土木施設等	55
第2節	鉄道施設	55
第3節	社会公共施設等	55
第11章	応急生活対策	56
第1節	被災宅地の応急危険度判定	56
第2節	被災住宅の応急危険度判定	56
第3節	住家被害認定調査及びり災証明書交付	56
第4節	被災住宅の応急修理	56
第5節	応急仮設住宅の供給	57
第6節	被災者の生活確保	57
第7節	中小企業への融資	57
第8節	農林業関係者への融資	57
第9節	義援金の取扱い	57
第10節	応急教育	58
第11節	労働力の確保	58
第12章	災害救助法の適用	59
第1節	災害救助法の適用	59
第2節	救助実施体制の整備	59
第3節	災害報告及び救助実施状況の報告	59
第4節	従事命令等	59
第13章	激甚災害の指定	61
第1節	激甚災害の指定計画	61

第1編 震災編	第1部
	第2部
	第3部
	第4部
第2編 風水害編	第1部
	第2部
	第3部

第1部 風水害に強い あきる野市を目指して

第3編
雪害編

第4編
火山編

第5編
その他編

資料編

第1章 風水害編の概要

あきる野市(以下、「あきる野市」又は「市」という。)は、市民と協働のまちづくりを進める中で、災害に強いまちづくりと地域力の強化に努めるため、あきる野市地域防災計画(風水害編)(以下、「本計画」という。)により防災・安心地域委員会などと連携して、防災対策に取り組む。

第1節 計画の目的及び前提

1 計画の目的

本計画は、災害対策基本法(昭和36年法律第223号)第42条の規定に基づき、あきる野市防災会議が作成する計画で、市の総合的な災害対策の基本となるものである。その目的は、防災関係機関がその有する全機能を効率的に発揮して、市の風水害等に対する防災体制の強化を図るとともに、災害予防対策、災害応急対策及び災害復旧対策を適切に実施し、災害に強い安全な地域社会づくり及び災害時の迅速かつ適切な応急対策ができるようにすることにより、市域並びに市民の生命・身体及び財産を災害から保護することにある。

2 計画の目標

本計画の目標は、災害を未然に防止又は被害を最小とするため、ハード・ソフトの両面で、「1 災害に強い都市構造」、「2 災害に強い市民」、「3 災害に対する適切な対応」を推進することによって、本市を防災都市とすることである。

(1) 災害に強い都市構造

起こりうる被害を想定し、その被害に対する備えを不断に維持するため、被害を発生させない機能の確保、災害の拡大を防止する機能の確保及び防災機能を備えたオープンスペースの確保を図る。

このため、災害に強い都市空間づくりや、公共施設の災害対応力の強化、災害に強い住宅構造等を更に推進する。

(2) 災害に強い市民

災害に対する強い関心と深い理解をもって、日頃から様々な備えを実践し、災害時にも互いに助け合い、冷静沈着に行動することができる市民を育成する。

(3) 災害に対する適切な対応

災害対策における役割の明確化、連絡体制の整備・充実及び実践的な防災訓練を実施することにより、災害に強い防災体制を作り、被害を最小限に止める。

3 計画の前提

本計画は、台風や集中豪雨による風水害等から得た教訓、近年の社会経済情勢の変化及び市民、市議会等の各種意見を可能な限り反映し、策定する。

防災対策については、減災に向けた事前防災の充実と被災者の視点に立って対策を推進することが重要である。とりわけ、高齢者、障がい者、女性、乳幼児、外国人等に対しては、きめ細かい配慮が必要となる。災害対策基本法の改正趣旨等を踏まえ、防災に関する政策・方針決定過程及び防災の現場における女性の参画を拡大するとともに、男女双方の視点や性的マイノリティに配慮した防災対策を推進していく。

本計画の推進においては、第2次あきる野市総合計画に位置付けられた施策とSDGsとの関連性を踏まえ、持続可能な災害への強靱性を確保し、そして誰一人取り残さない、総合的な対策の実施に向け取り組むこととする。

また、新型コロナウイルス感染症の発生を踏まえ、災害対応に当たる職員等の感染症対策の徹底や、避難所における避難者の過密抑制など新型コロナウイルス感染症を含む感染症対策の観点を取り入れた防災対策を推進していく。

これら対策の推進に合わせ、災害対応業務のデジタル化を促進する必要がある。

4 他の法令に基づく計画との関係

本計画は、国の防災基本計画、国土強靱化基本計画、東京都地域防災計画、東京都国土強靱化地域計画及び防災関係機関が作成する防災業務計画に整合するよう定める。

第2節 計画の構成

本計画は、第1節の目的を達成するための基本的な計画であり、恒久性を有し、法令等に特別な規定がある場合のほか、あきる野市の地域防災に関しては本計画によるものとし、次の性格及び災害の範囲を有するものとする。

- (1) 本計画は、防災に関し、市の処理すべき事務又は業務を中心として、都その他の防災関係機関が処理する事務又は業務を包含する総合的かつ基本的計画である。
- (2) 本計画は、市、都その他の防災関係機関の責任を明確にするとともに、事務又は業務の一貫性を図る能動的な計画である。
- (3) 本計画は、総合的な防災対策の基本となるもので、災害に強い安全なまちづくり、災害時

第1部	第1編	震災編	第1部	第2部	第3部	第4部
第2部	第2編	風水害編	第1部	第2部	第3部	
第3編	雪害編					
第4編	火山編					
第5編	その他編					
資料編						

第1章 風水害編の概要

第3節 計画の習熟

の迅速かつ適確な応急対策、防災行政の基本姿勢、防災に対する市民の心がまえ、防災施策の大綱等について、市域全体及び地域の災害リスクを踏まえ策定するものである。

- (4) 災害予防計画においては、あきる野市国土強靱化地域計画で示す事前防災の考えに基づき、ハード及びソフトの両面にわたる予防対策のほか、国土保全事業を含めるとともに、市の災害対策に大きな影響を与えるものについては、国や他の公共団体に事業を含むものとする。
- (5) 災害応急対策においては、活動体制の確立、情報の収集、伝達、避難指示等について、具体的かつ実践的にその基準・方法等を定めるものとする。
- (6) 町内会・自治会などを単位に災害危険箇所、避難場所、避難所、防災施設等の基礎的情報を踏まえ、地域の災害リスクを把握し、それに備えるための防災意識、防災知識の高揚を図るものとする。
- (7) 本計画で扱う災害の範囲は、災害対策基本法第2条に定義される災害で、暴風、竜巻、豪雨、洪水、急傾斜地の崩壊、土石流、地すべり、その他の異常な自然現象等の対応を含めたものである。

第3節 計画の習熟

各防災関係機関は、日頃から危機管理や風水害等に関する調査・研究に努めるとともに、所属職員に対する災害時の役割等を踏まえた実践的な教育・訓練の実施等を通じて本計画の習熟に努め、風水害への対応能力を高めるものとする。

第4節 計画の修正

本計画は、災害対策基本法第42条の規定に基づき毎年度検討を加え、必要があると認めるときは修正する。したがって、各防災関係機関は、関係のある事項について、修正案をあきる野市防災会議に提出するものとする。

第5節 地区防災計画

一定の地区内の市民及び事業者等が、協働して行う防災活動、訓練、備蓄等を定めた地区防災計画を提案した場合、防災会議において判断した上で地域防災計画に定めることができる。

第2章 あきる野市の概況と災害

あきる野市の自然環境及び社会的環境等の地域特性は、おおむね次に示すとおりである。市の防災対策を推進するに当たっては、これら環境の変化や地域特性の特徴を踏まえるものとする。

第1節 あきる野市の概況

震災編第1部第2章第1節「あきる野市の概況」を準用する。

第2節 気象の概況

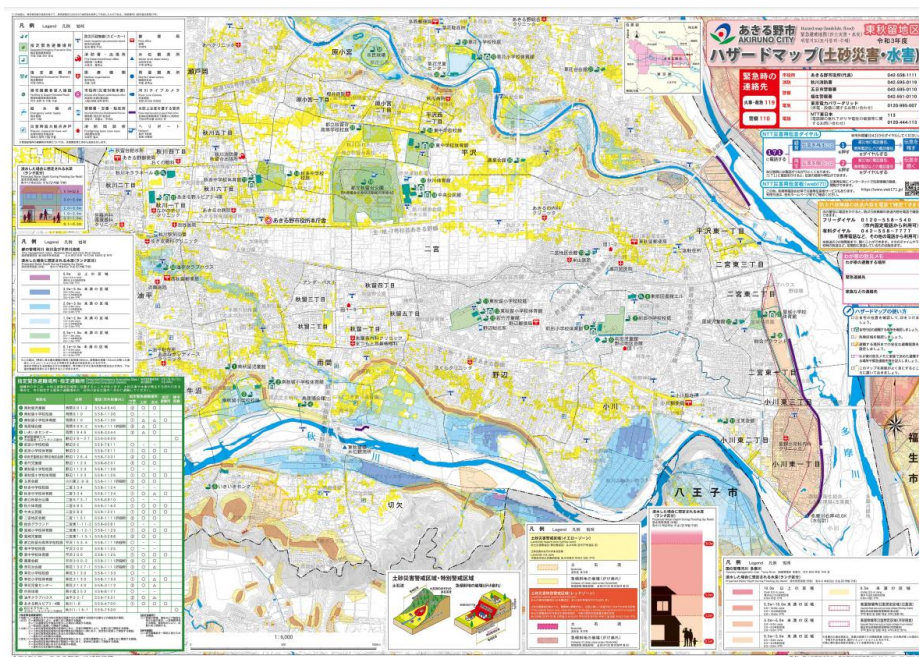
震災編第1部第2章第1節「あきる野市の概況」を準用する。

第3節 風水害の概況

Ⅰ 土砂災害・水害の想定

市における、多摩川(国管理河川)の氾濫、秋川及び平井川(都管理河川)の氾濫、土砂災害の想定は、以下(ハザードマップ 令和3年9月作成)のとおり。

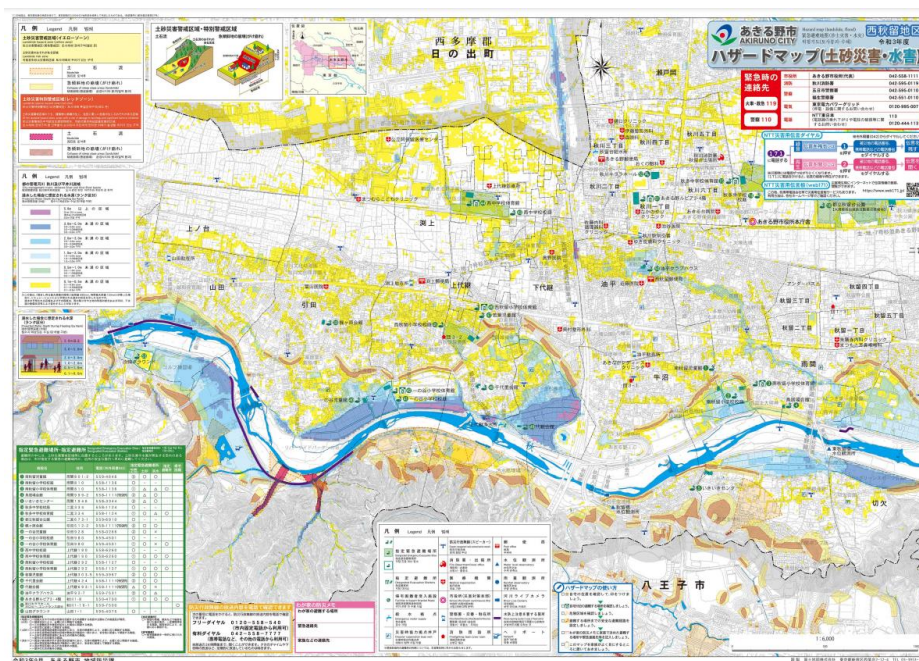
〈東秋留地区〉



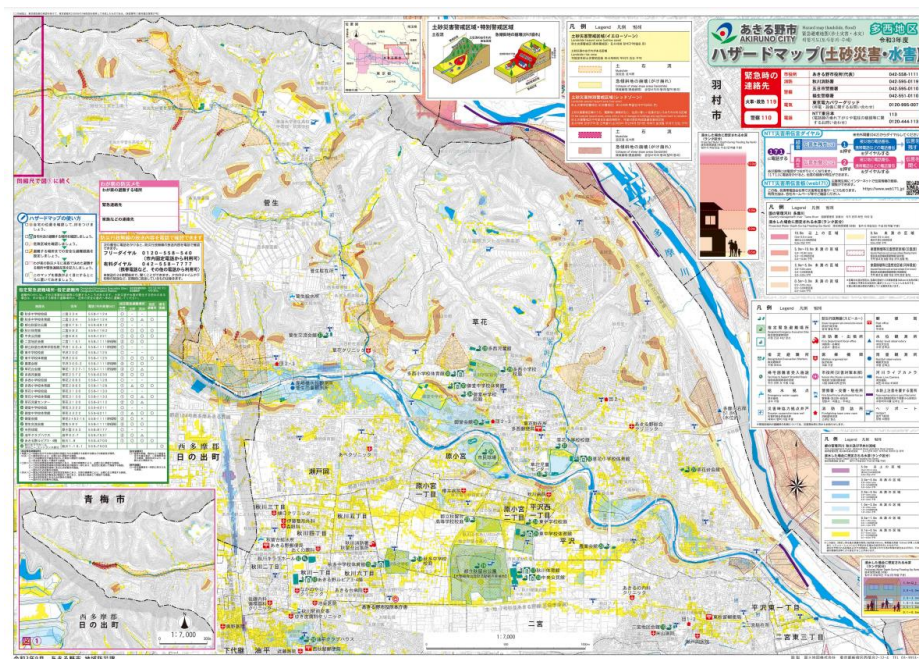
第2章 あきる野市の概況と災害

第3節 風水害の概況

〈西秋留地区〉

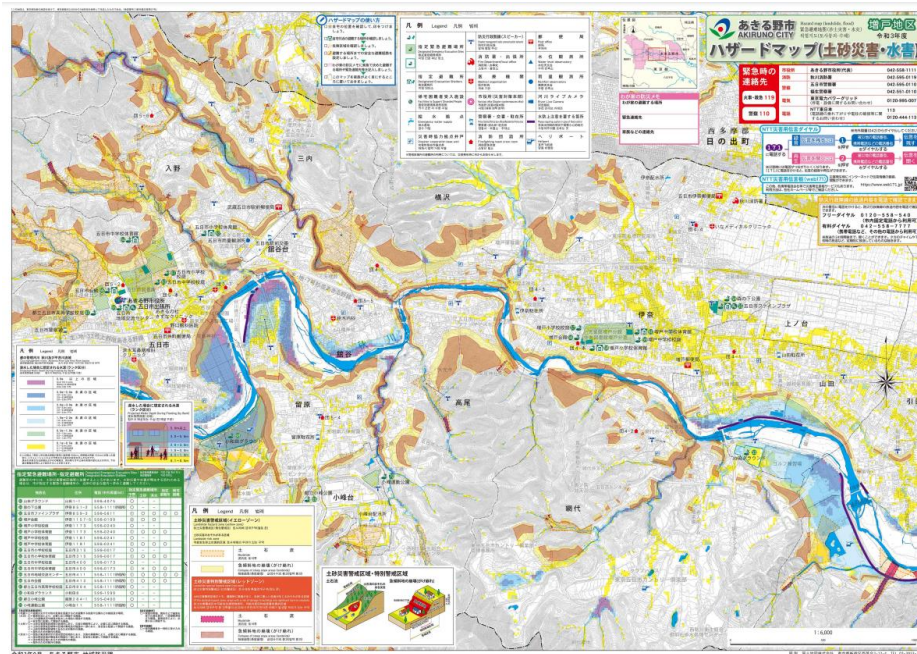


〈多西地区〉

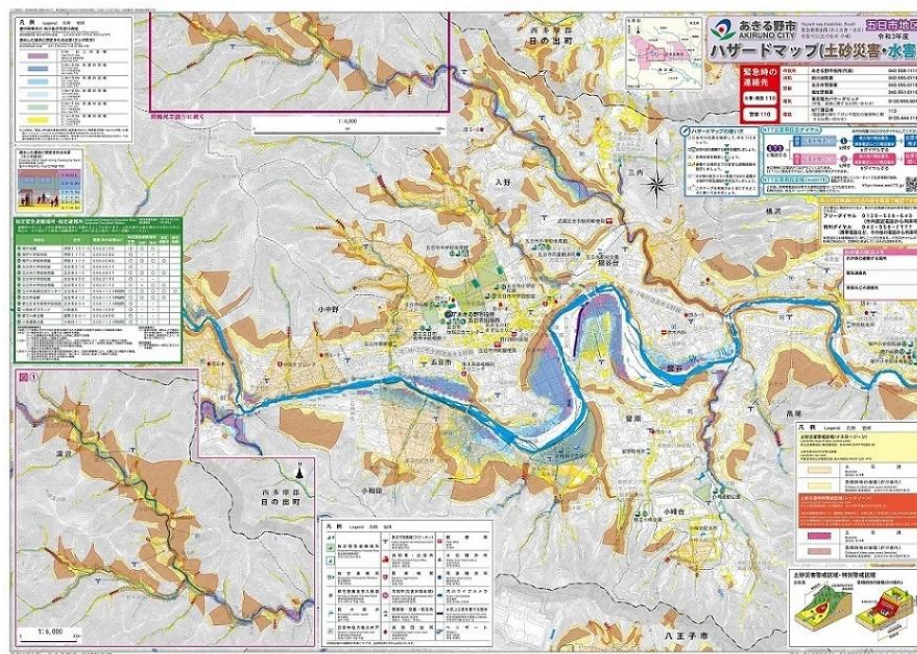


第1部	第2部	第3部	第4部	第1部	第2部	第3部
第1編	第2編	第3編	第4編	第1編	第2編	第3編
震災編	風水害編	雪害編	火山編	その他編		

〈増戸地区〉



〈五日市地区〉



第3編 雪害編

第4編 火山編

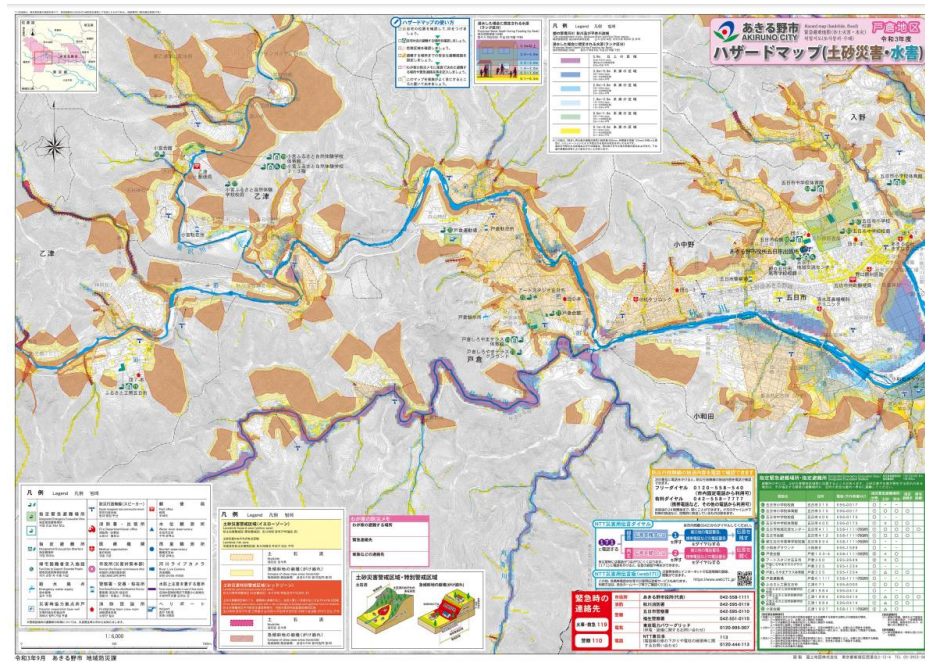
第5編 その他編

資料編

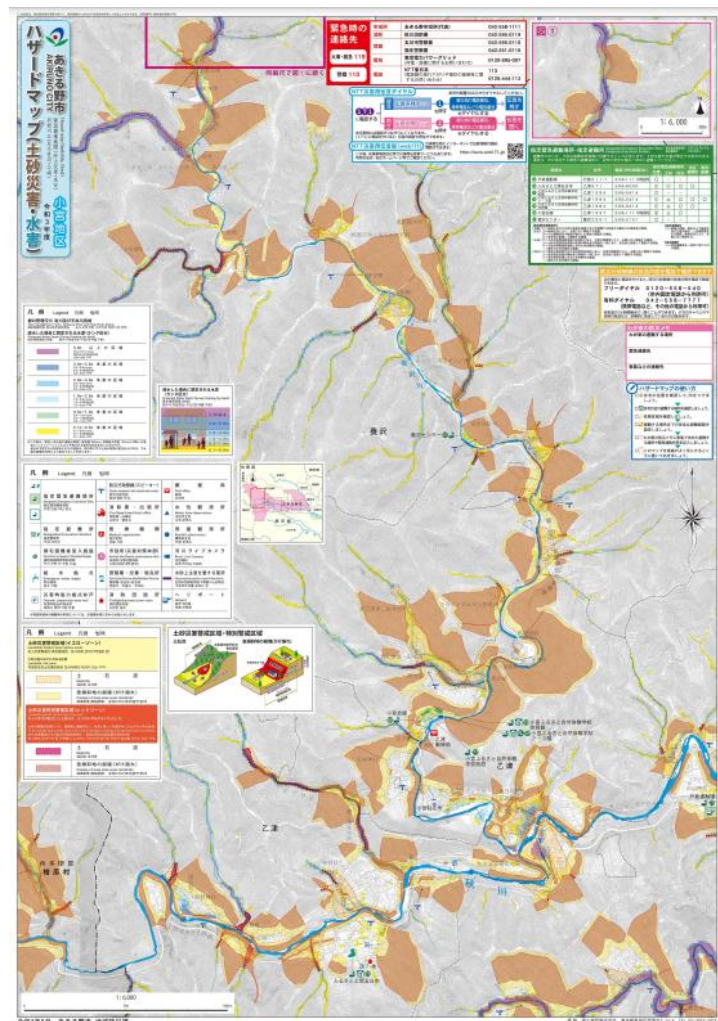
第2章 あきる野市の概況と災害

第3節 風水害の概況

〈戸倉地区〉



〈小宮地区〉



2 ハザードマップの作成及び活用

市は、台風などによる大雨により、河川の氾濫や内水等で浸水被害が発生するおそれがある箇所や土砂災害が発生するおそれがある箇所について周知し、市民ひとりひとりが災害リスクを把握し、必要な備えを実践できるよう、「あきる野市ハザードマップ(土砂災害・水害)」の作成を行っている(令和3年9月改定)。

ハザードマップ等の配布に際しては、居住する地域の災害リスクや住宅の条件等を考慮した上でとるべき行動や適切な避難先を判断できるよう周知に努めるとともに、安全な場所にいる人まで避難場所に行く必要がないこと、避難先として安全な親戚・知人宅等も選択肢としてあること、警戒レベル4で「危険な場所から全員避難」すべきこと等の避難に関する情報の意味の理解の促進に努める。

第1編 震災編	第1部
	第2部
	第3部
	第4部
第2編 風水害編	第1部
	第2部
	第3部
第3編 雪害編	
第4編 火山編	
第5編 その他編	
資料編	

第3章 河川及び下水道等の整備概要

第1節 河川

あきる野市は、行政境の東部を国の管理河川である多摩川と接し、市の中央部を東京都の管理河川である秋川と平井川が流れ、多摩川に注いでいる。秋川、多摩川上流域には複数の支流が存在し溪谷を形成している。

Ⅰ 整備概要

市内の河川において、東京都の管理河川である秋川については、秋川流域河川整備計画、平井川については、平井川流域河川整備計画が策定されている。

秋川は都内全体で見ても比較的大きな河川であるため、明治12年から22年にかけて堤防築造が行われるなど、比較的初期から近代的な治水対策が実施されてきた。その後、河川全体を対象にした大規模な改修工事行われていないが、必要に応じて局部的な改良工事や維持工事を実施している。大きな被害が発生した昭和49年の台風第16号や、令和元年の台風第19号においては、災害復旧工事などを実施し、河川の維持管理を行っている。

平井川は、比較的急流な河川であるため、河床の深堀れや堤防破損などの被災を数多く受けている。このため、治水安全度の向上、護岸等の河川管理施設の機能維持対策、近年都市部に発生しているような異常豪雨への対策、都市化の進展に伴う流域での雨水の保水・遊水機能確保等の総合的な治水対策への取り組み等を行っている。

国の管理河川である多摩川に関しては、国土交通省により多摩川水系河川整備計画が策定されている。

多摩川は首都圏を流れ東京湾に注ぐ河川であり安全な生活空間の確保が求められる河川である。多摩川のすさまじい災害の脅威から人々の生活を守るとともに、かけがえのない自然の恵みを享受し、次世代に継承するように河川の整備を行っている。

東京都や国の管理河川については、策定されている計画を理解し、それぞれの担当部署と連携をとり、必要に応じて適切な河川の維持・保全の実施を求めている。また、市が管理する河川については、治水や利水、親水機能や生態系の保全などを踏まえ河川整備を行う。

第2節 下水道

1 整備概要

本市では、多摩川流域下水道関連の公共下水道として、昭和60年度から下水道事業に着手し、事業計画に基づいて面的整備を重点的に実施している。

下水の排除方式は分流式を採用しており、生活排水やその他の汚水は、本市が整備した枝線管路を通して流域下水道幹線へ排除され、八王子水再生センターで処理を行っている。

公共下水道事業の計画区域については、市街化区域のうち河川敷(31ha)を除いた約1,121haに、市街化調整区域等の約1,061haを加えた約2,182haとしている。

現在は、計画区域のうち1,411haの事業認可を受け、令和3年度末現在で、そのうち1,361haの整備が完了しており、管渠(汚水)総延長317,308m、整備普及率は96.45%となっている。

今後の整備方針に関しては、事業計画に基づき、経済性等を勘案した上で、順次整備を進めていく。

2 災害対策

下水道施設は、長大な配管を有する点から、都市型災害の被害を受けやすい条件下にある。そのため、本計画の目標の一つである「災害に強い都市構造」を目指し、地震に強い下水道施設を整備していく。

第1部	第1編	第2部	第3部	第4部	第1部	第2部	第3部	第3編	雪害編	第4編	火山編	第5編	その他編	資料編
	震災編				第2編	風水害編								

第4章 市、都及び防災機関の役割

第1節 防災関係機関の業務の大綱

市の防災対策を推進するに当たり、市、都及び各防災関係機関等は、おおむね次に示す防災業務の大綱を踏まえ、防災対策に取り組む。

震災編第2部第1章第2節「あきる野市、都及び防災機関の役割」を準用する。

第2節 市民及び事業者の基本的責務

自らの身の安全は自らが守るのが防災の基本であり、市民はこの観点に立って日頃から自主的に風水害に備えるとともに、行政が行う防災活動と連携・協力するものとする。

また、事業者は、従業員や顧客の安全確保、経済活動の維持、地域への貢献といった役割を認識して、防災体制の整備や防災訓練の実施に努めるものとする。

第2部 災害予防計画

第1編 震災編	第1部
	第2部
	第3部
	第4部
第2編 風水害編	第1部
	第2部
	第3部
第3編 雪害編	
第4編 火山編	
第5編 その他編	
資料編	

第1章 水害予防対策

第1節 豪雨対策

水害の防止、被害の軽減を図るため、市は、関係機関と連携し、河川施設整備・改修等を行い、治水対策の推進に努め、水害予防対策に関する取組を推進するものとする。

Ⅰ 治水対策

（１）河川及び河川施設の調査

市は、定期的に河川施設の点検・調査を行い、危険箇所等を発見した場合は、速やかに管理者又は占有者に報告し、安全対策の早期実施に努める。

（２）河川改修事業の推進

市は、管理する河川について水害の発生防止及び被害の軽減を図るため、護岸整備等の河川改修事業を計画的に推進するとともに、護岸等の河川施設の適正な維持管理に努める。

また、国や都の管理河川については、河川管理者に補修、改修など適正な維持管理を求める。

（３）内水排除施設整備

市内河川周辺の低地帯には、台風又は集中豪雨により浸水等内水氾濫の被害が予想される箇所があるので、市は、可搬式排水ポンプ等を準備し、災害時の排水活動等災害防除対策を進める。

（４）雨水流出抑制施設の整備

都は、総合的な治水対策については、「東京都豪雨対策基本方針」に基づき、長期見通し（おおむね30年後）では時間60ミリ（河川・下水道施設の整備：50ミリ、流域対策の整備：10ミリ）の降雨に対応するため、種々の施策を策定し、その推進に努めている。

本市においても、流域の保水・遊水機能が確保されるように努める。

2 浸水対策

(1) 浸水想定区域の指定及び公表

- ア 水防法の改正（平成27年7月19日一部施行、11月19日完全施行）により、国又は都は、洪水予報河川及び水位周知河川を対象として、想定し得る最大規模の降雨により河川が氾濫した場合に、浸水が想定される区域を浸水想定区域として指定している。
- イ 国又は都は、浸水想定区域に指定した区域及び浸水した場合に想定される水深等を公表するとともに、関係区市町村長に通知している。

〈公表済河川〉

多摩川	平成28年5月30日 指定・公表
-----	------------------

(2) 浸水想定区域等における避難確保の措置

- ア 水防法第15条に基づき、市は、浸水想定区域等の指定により、本地域防災計画において、当該浸水想定区域ごとに、次に掲げる事項について定める。
- (ア) 洪水予報等の伝達方法
- (イ) 避難施設その他の避難場所及び避難路その他の避難経路に関する事項
- (ウ) 浸水想定区域内の、要配慮者利用施設（社会福祉施設、学校、医療施設その他主として防災上の配慮を要する者が利用する施設）について、利用者の洪水時の円滑かつ迅速な避難を確保する必要があると認められるものがある場合にあっては、これらの施設の名称及び住所
- イ 市は、国が指定・公表した多摩川の浸水想定区域図や都が作成公表した秋川及び平井川流域浸水予想区域図を基に、水害ハザードマップを作成する。

(3) その他

市長は、洪水浸水想定区域が指定されていない中小河川について、河川管理者から必要な情報提供、助言等を受け、過去の浸水実績等を把握したときは、これを水害リスク情報として市民、滞在者その他の者へ市のホームページ等で周知する。

第1部	第1編	震災編
第2部		
第3部		
第4部		
第1部	第2編	風水害編
第2部		
第3部		
第3編		雪害編
第4編		火山編
第5編		その他編

3 都市型水害対策

(1) 基本的な考え方

- ア 市は、水害発生の可能性のある地域を事前に周知することで浸水被害の軽減を図るため、ハザードマップを作成・公表するとともに、洪水時の都や関係機関との情報共有の拡充と、市民への伝達ルートの実をを図る。
- イ 避難指示等の基準の整備、水防資器材の整備等を含め、市と都が連携して避難・防災態勢の整備・確立を行う。

(2) 水害ハザードマップの作成等

- ア 市は、都から流域ごとの浸水予想区域図を受け、水害ハザードマップの原案及び防災上の課題について調査・検討した上で、水害ハザードマップを作成する。
- イ 作成した水害ハザードマップが有効に活用されるよう、地域住民に対し速やかに公表・配布する。また、活用について積極的に普及啓発する。

4 市の防災体制の整備

風水害時には、河川の氾濫、浸水、土砂災害等が発生するおそれがあり、市民の避難が必要となる場合もある。

そのため、市は、市民の生命、身体等の安全を確保するため、応急対策実施体制を平常時から整備しておくものとする。

震災編第2部第5章【予防対策】第1節「初動対応体制の整備」を準用する。

5 防災通信体制整備

震災編第2部第6章【予防対策】第1節「防災通信体制整備」を準用する。

6 避難場所及び避難所の指定等

震災編第2部第9章【予防対策】第2節「避難場所及び避難所の指定・安全化」を準用する。

ただし、指定緊急避難場所については、屋内施設を対象とする。

<指定緊急避難場所及び指定避難所一覧は資料編P. 1 参照>

7 救助・救急体制の整備及び医薬品等の備蓄

(1) 秋川消防署

災害時に必要な装備・資器材の整備や関係機関と連携した傷病者の搬送体制の確立などにより、救助・救急体制の充実強化を図る。

(2) 五日市警察署、福生警察署

がけ崩れ現場や埋没家屋からの救出・救助用に各種の災害活動用資機材を逐次整備して、救出・救助体制の充実強化を図る。

(3) 市民の自主救出活動能力の向上

ア 応急救護知識及び技術の向上

災害時には、広域的又は局地的に救助・救急事象が多発することが予測されることから、市民自らが適切な応急救護処置を行える能力を身につける必要がある。

このため、市民に対し応急救護知識及び技術を普及するとともに、事業所における応急手当の指導者を養成することにより、自主救護能力の向上を積極的に図る。

イ 消防団の救出・救護活動能力の向上

消防団に応急救護資機材及び簡易救助器具等を整備し、防災訓練等を通じて救出・救護知識及び技術の習得を図る。

震災編第2部第5章【予防対策】第3節「消火・救助・救急活動体制の整備」、第7章【予防対策】第3節「医薬品等の確保」を準用する。

8 水、食料、生活必需品等の備蓄

震災編第2部第10章【予防対策】第1節「水、食料、生活必需品等の備蓄」を準用する。

第2節 急傾斜地の崩壊、土石流、地すべり対策

震災編第2部第3章【予防対策】第1節「災害に強いまちづくり」を準用する。

第1部	第1編	第2部	第3部	第4部	第1部	第2部	第3部	第3編	雪害編	第4編	火山編	第5編	その他編	資料編
	震災編				第2編	風水害編								

第3節 土砂災害対策に関するソフト対策

1 土砂災害防止法

「土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律」(以下、「土砂災害防止法」という。)は、土砂災害から国民の生命を守るため、土砂災害のおそれのある区域についての危険の周知、警戒避難体制の整備、住宅等の新規立地の抑制、既存住宅の移転促進等のソフト対策を推進しようとするものである。

2 土砂災害警戒区域における対策

土砂災害防止法に基づき、都知事から指定を受けた土砂災害警戒区域については、土砂災害に関する情報の収集及び伝達、予報及び警報の発令、伝達、避難、救助、その他警戒区域における土砂災害を防止するために必要な警戒避難体制に関する事項を定める。また、土砂災害に関する情報の伝達方法、急傾斜地の崩壊等のおそれがある場合の避難地に関する事項、その他警戒区域における円滑な警戒避難が行われるために必要な事項について市民への周知を図る。

3 土砂災害警戒情報

(1) 土砂災害警戒情報の発表

- ア 東京都と気象庁は、平成20年2月1日から土砂災害警戒情報の運用を開始した。
- イ 土砂災害警戒情報とは、大雨により避難行動が必要な土石流や集中的に発生するがけ崩れの危険性が高まったと判断した時に、東京都と気象庁が共同で発表する情報をいう。
- ウ この情報は、市長が避難指示等の災害対応を適時的確に判断するために活用するとともに、市民の自主避難の判断等に利用する。

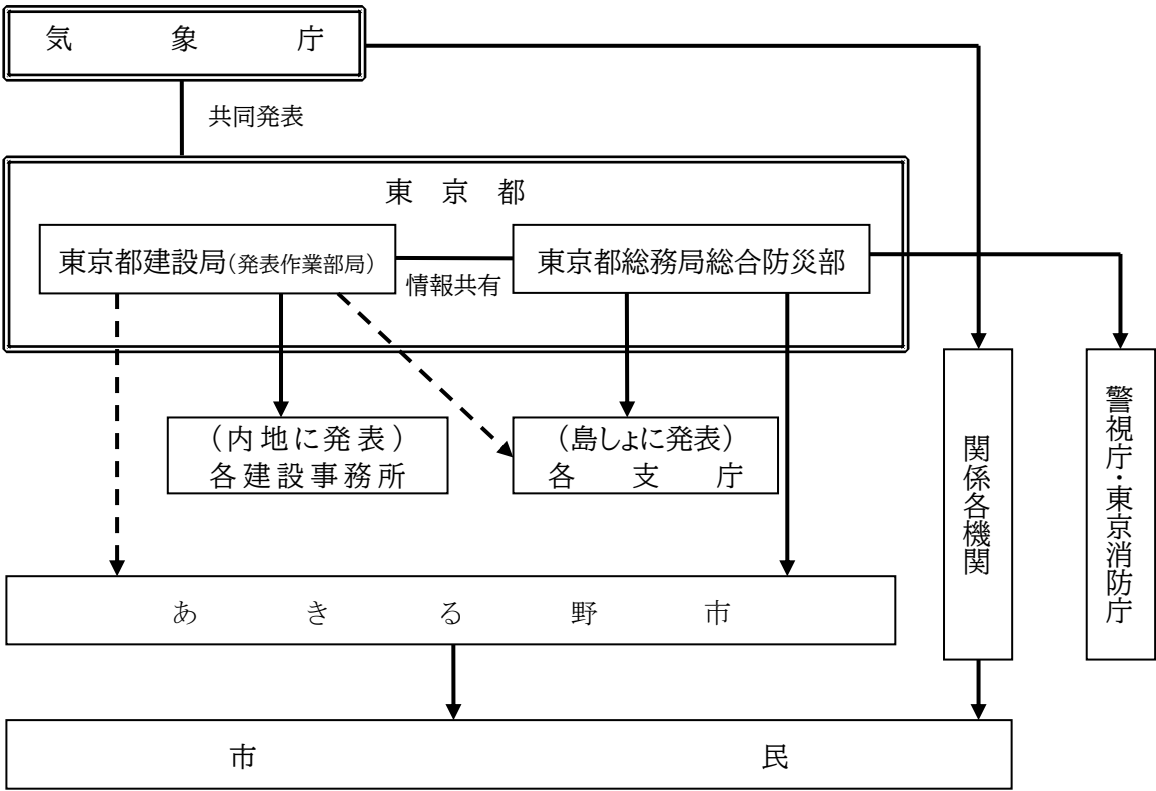
(2) 発表の時期

東京都と気象庁は、大雨警報発表中に、土砂災害の危険性が高まったとき、土砂災害警戒情報を対象となる区市町村に発表する。

(3) 市民への情報伝達方法等

- ア 気象庁は、東京都を通じて市へ土砂災害警戒情報を伝達し、報道関係にも提供する。また、報道機関の協力を得て、テレビ・ラジオを通じて市民への周知を図る。
- イ 市は、土砂災害警戒情報を、土砂災害の危険性のある地域に居住する市民に、防災行政無線等を活用し知らせるものとする。

〈土砂災害警戒情報の伝達ルート図〉



凡 例	
基本系	——
補助系	- - - -

第1部	第1編	震災編
第2部	第2編	風水害編
第3部	第3編	雪害編
第4部	第4編	火山編
第5部	第5編	その他編
資料編		

4 避難体制等の整備・確立

市は、土砂災害防止法第8条に基づき、本地域防災計画に警戒避難体制に関する事項を定め、円滑な避難体制を確保する。

- (1) 避難体制の確保と向上に当たっては、「土砂災害警戒避難ガイドライン」などを参考に、近年の土砂災害や市の地域特性を踏まえて検討し、また継続的にその内容を見直すこととする。
- (2) 市は、避難指示等の発令の目安を、市は「避難情報に関するガイドライン」（内閣府）を参考に策定する。また適宜見直しを実施する。

5 避難確保計画の作成及び避難訓練の実施

(1) 避難確保計画の作成と避難訓練の実施が義務化

要配慮者施設の避難態勢の強化を図るため、平成29年6月19日に水防法及び土砂災害防止法が改正され、浸水想定区域や土砂災害警戒区域内にある要配慮者利用施設の管理者等は、避難確保計画の作成と避難訓練の実施が義務化された。

(2) 要配慮者利用施設

土砂災害防止法（第8条第1項第4号）に基づき、土砂災害警戒区域の指定があったときは、区域内の社会福祉施設、学校、医療施設、その他の主として防災上の配慮を要する者が利用する施設であって、当該施設利用者の円滑かつ迅速な避難を確保する必要があると認められる場合は、これらの施設の名称及び所在地を本計画に反映する。

(3) 避難確保計画作成・変更時の報告

要配慮者利用施設の管理者等は避難確保計画を作成したとき、若しくは変更したときは、遅延なく市長に提出し、必要に応じて指示を受ける。

第2章 安全なまちづくりの実現

風水害から市民の生命及び貴重な財産を守るとともに、市の機能を維持するためには、都市構造そのものの防災性を高めていくことが必要である。

そのため、市は、風水害に強いまちづくりを目指し、災害予防施設の整備等に関する取組を推進するものとする。

また、溢水、湛水等による災害の発生のおそれのある土地について、豪雨、洪水、土砂災害等へのリスク対策を講じない都市的土地利用は誘導しない。また、必要に応じて、移転等も促進するなど、風水害に強い土地利用の推進に努めるとともに、市民が自らの地域の水害リスクに向き合い、被害を軽減する取組を行う契機となるよう、ハザードマップ等を用いて分かりやすい水害リスクの提供に努めるものとする。

第1節 ライフライン施設

震災編第2部第3章【予防対策】第1節「災害に強いまちづくり」を準用する。

第2節 道路及び交通施設等

震災編第2部第3章【予防対策】第1節「災害に強いまちづくり」を準用する。

第1部

第1編
第2部

震災編
第3部

第4部

第2編
第1部

風水害編
第2部

第3部

第3編

雪害編

第4編

火山編

第5編

その他編

資料編

第3章 農林水産施設対策

第1節 農地・農業用施設

震災編第2部第3章【予防対策】第1節「災害に強いまちづくり」を準用する。

第2節 森林・林業施設

震災編第2部第3章【予防対策】第1節「災害に強いまちづくり」を準用する。

第4章 応急活動拠点等の整備

第1節 活動庁舎等の整備

発災直後から応急対策活動を円滑に実施するために、必要な施設及び体制等を事前に整備する。

1 市の施設における防災拠点機能の整備

市災害対策本部が設置される防災センター及び本庁舎については、停電時に7・2時間程度の電力供給が可能な非常用発電設備が1基整備されている。

また、備蓄については、備蓄拠点等の整備や分散備蓄を検討する。

2 地域防災拠点の整備

首都圏での甚大な災害の発生に備え、国が中心となって南関東地域の防災の拠点として、立川に整備した立川広域防災基地内に、都は関係防災機関との連絡調整、救援物資等の輸送・集結・備蓄その他救援・救護に関する機能を持つ立川地域防災センター、東京消防庁多摩司令室、東京消防庁航空隊、防災・教育・訓練施設、待機宿舎などを整備している。

第1部

第1編
第2部

震災編
第3部

第4部

第2編
第1部

風水害編
第2部

第3部

第3編

雪害編

第4編

火山編

第5編

その他編

資料編

第5章 防災活動の強化

風水害時に実効性のある防災活動を実施できるよう、市は、消防や警察等の防災関係機関との相互間の連携を強化し、町内会・自治会、防災・安心地域委員会、事業所等の自主防災組織を整備・育成し、防災訓練、防災意識啓発活動を通じて防災活動を強化する。

また、消防団の活性化、要配慮者対策、ボランティア対策、BCP対策を通じ、それぞれの対象に応じた防災活動の強化に努める。

第1節 自助による市民の防災力の向上

市は地域の防災力を高めていくため、一般市民に対する防災情報や防災教育訓練の提供、学校における防災教育の充実、防災に関する教材(副読本)の充実を図るものとする。特に、水害・土砂災害のリスクがある学校においては、避難訓練と合わせた防災教育の実施に努める。

震災編第2部第2章【予防対策】第1節「自助による市民の防災力向上」を準用する。

第2節 地域による共助の推進

震災編第2部第2章【予防対策】第2節「地域による共助の推進」を準用する。

第3節 消防団活性化対策

震災編第2部第2章【予防対策】第3節「消防団活性化対策」を準用する。

第4節 事業者による自助・共助の強化

事業者は、豪雨や暴風などで屋外移動が危険な状況であるときに、従業員等が屋外を移動することのないよう、また、避難を実施する場合における混雑・混乱等を防ぐため、テレワークの実施、時差出勤、計画的休業など不要不急の外出を控えさせるための適切な措置を講ずるよう努める。

震災編第2部第2章【予防対策】第4節「事業者による自助・共助の強化」を準用する。

第5節 市民・行政・事業者等の連携

震災編第2部第2章【予防対策】第6節「市民・行政・事業者等の連携」を準用する。

第6章 ボランティアとの連携・協働

第1節 一般ボランティア

震災編第2部第2章【予防対策】第5節「ボランティアとの連携」を準用する。

第2節 登録ボランティア

震災編第2部第2章【予防対策】第5節「ボランティアとの連携」を準用する。

第3節 応急対策

震災編第2部第2章【応急対策】第5節「ボランティアとの連携」を準用する。

第1部	第1編	震災編	第1部
第2部			第2部
第3部			第3部
第4部			第4部
第1部	第2編	風水害編	第1部
第2部			第2部
第3部			第3部
第3編			
雪害編			
第4編			
火山編			
第5編			
その他編			
資料編			

第7章 防災運動の推進

第1節 防災意識の啓発

震災編第2部第2章【予防対策】第1節「自助による市民の防災力向上」を準用する。

第2節 防災訓練

市、都及び防災機関は、災害の発生に備え、組織に所属する関係職員に対して訓練、研修会、講習会等を実施し、災害に対する行動を身につけさせるとともに、緊密に連携し、単独又は協力して市民の防災意識高揚に向けた訓練の実施及び防災思想の普及に努める。

1 基本的防災訓練

震災編第2部第2章【予防対策】第1節「自助による市民の防災力向上」を準用する。

2 総合防災訓練

震災編第2部第2章【予防対策】第1節「自助による市民の防災力向上」を準用する。

3 水防訓練

市は、風水害等の災害に際し、水防部隊の合理的運用と、適正かつ能率的な水防活動を行うため、関係機関の協力により水防訓練を実施する。

(1) 参加者

秋川消防署、あきる野市消防団、防災関係機関

(2) 訓練項目

次の全部又は一部を実施する。

- ア 参集及び部隊編成訓練
- イ 情報通信訓練
- ウ 本部運営訓練
- エ 水防工法訓練
- オ 救助救急訓練
- カ 浸水地火災防御訓練
- キ その他水災時の活動に必要な訓練

(3) 実施時期

関係機関と協議により、年1回以上実施する。

第3部 災害応急対策計画

第1編 震災編	第1部
	第2部
	第3部
	第4部
第2編 風水害編	第1部
	第2部
	第3部
第3編 雪害編	
第4編 火山編	
第5編 その他編	
資料編	

第1章 応急活動体制

風水害時には、あきる野市災害対策本部（以下「市本部」という）を設置し、市民等の安全確保、生活環境の維持、要配慮者に対するケア等に配慮し、市民の生命を確保し、災害時の生活を支援、災害復旧等を実施する。また、地域住民、学校、行政が協働し、災害対策を実施する。

本活動に関する責任調整機関は、地域防災課（本部班）とする。

第1節 あきる野市災害対策本部の組織・運営

震災編第2部第1章第3節「初動態勢」を準用する。

ただし、市本部の設置基準については、次のとおりとする。

〈市本部の設置基準〉

- （1）あきる野市に気象業務法（昭和27年法律第165号）に基づく暴風、大雨、大雪、洪水等の警報が発令され、その必要性が認められるとき。
- （2）市の区域に大規模な火災・爆発その他重大な災害が発生し、その必要性が認められるとき。
- （3）市の区域に重大な災害が発生するおそれがあり、その必要性が認められるとき。
- （4）前号のほか、著しく激甚である災害により、その必要性が認められるとき。

第2節 災害対策本部の非常配備計画

震災編第2部第1章第3節「初動態勢」を準用する。

第3節 災害対策本部設置前における対応

Ⅰ 気象情報の伝達と待機指示等

- （1）各部長は、気象情報等の状況により部内職員に待機指示等を行い、その体制を総務部長に報告する。
- （2）各課長は、担当部長の指示により、あらかじめ整備しておいた課内の連絡網を活用し速やかに課内の体制を整え、災害対応を行う。
- （3）災害対応は、第一次的に各部において対応する。

2 災害発生時の対応

- (1) 水害の発生が想定される場合は、各部において速やかに体制を整え、情報収集活動を始め、災害対応を行う。
- (2) 各部において災害対応を実施した結果を総務部長に報告するとともに、災害の拡大、内容等により他部の応援を必要とする場合は、総務部長に要請する。
- (3) 総務部長は、災害対応の結果を判断し、その状況により他部に応援要請を行うとともに、消防団、消防署等に要請を行うこととする。
- (4) 災害の状況により総務部長は、市長（本部長）と協議し、市長が災害対策本部を設置するものとする。

第1部
第2部
震災編
第3部
第4部

第4節 救助・救急対策

風水害時には、多数の救助・救急事象の発生が予想されるため、関係機関との協力体制を確保し、迅速・的確な対応により救助・救急活動の万全を期することが必要である。そのため、市は、消防団（消防班）、消防署と連携・協力し、救助・救急体制を確保する。

本活動に関する責任調整機関は、地域防災課（本部班）とし、医師会等との調整は、健康課（医療・保健活動班）とする。

第2編
風水害編
第3部

1 救助・救急活動体制等

関係機関の活動体制、活動内容は次のとおりとする。

第3編
雪害編

(1) 秋川消防署

- ア 市本部との情報共有と意思決定の迅速化を図るため、必要な要員を当該本部に派遣するとともに、各種災害に対応した救助・救急資器材を活用して、組織的な人命救助・救急活動を行う。
- イ 救助活動に建設資器材等が必要な場合は、関係事業者との協定等に基づく迅速な調整を図り、効果的な活動を行う。
- ウ 救急活動に当たっては、現場救護所を設置し、行政機関、医療関係機関等と連携し、高度救急資器材を有効に活用して傷病者の救護に当たる。
- エ 傷病者を適応する医療機関へ迅速に搬送する。
- オ 漂流者を発見したときは、自らの安全にも十分配慮し、迅速に救助する。
- カ 救出・救助に当たっては、市や五日市警察署及び福生警察署等の関係機関と積極的に協力し、交通安全にも留意し、負傷者の救出・救護の万全を期する。

第4編
火山編

第5編
その他編

(2) 五日市警察署、福生警察署

- ア 出水による溺水者、家屋の倒壊、がけ（山）崩れ等による埋没者その他の負傷者の救出・救護に重点をおいて救助活動を行う。

資料編

- イ 負傷者は、関係機関と連携し、直ちに応急措置を施し救護施設に収容する。
- ウ 漂流者を発見したときは、自らの安全にも十分配慮し、迅速に救助する。
- エ 救出・救助に当たっては、市や秋川消防署等の関係機関と積極的に協力し、交通安全にも留意し、負傷者の救出・救護の万全を期する。

第5節 応援協力・派遣要請

本市の地域内における、災害応急対策の円滑な実施を図るため、災害時には状況に応じ、管内防災関係機関と協力し、応急対策の実施に当たるものとする。

そのため、日頃から管内の防災関係機関と協力し、緊密な連携の保持に留意し、災害時における協力体制の確立を図り、必要に応じ外部機関の支援を仰ぐものとする。

本活動に関する責任調整機関は、地域防災課(本部班)とする。

1 防災関係機関との協力体制の確立

震災編第2部第5章【応急対策】第2節「応援協力・派遣要請」を準用する。

2 他の市町村との協力体制

震災編第2部第5章【応急対策】第2節「応援協力・派遣要請」を準用する。

3 自衛隊災害派遣要請

震災編第2部第5章【応急対策】第2節「応援協力・派遣要請」を準用する。

第6節 防災機関の活動体制

風水害による災害が発生した場合、指定地方行政機関、指定公共機関及び指定地方公共機関は所管に係る災害応急対策を実施するとともに、市及び都が実施する応急対策が円滑に行われるよう、その業務について協力する。

指定地方行政機関等は、震災編第2部第1章第2節「あきる野市、都及び防災機関の役割」を準用する。

(例)

指定公共機関 電力各社・運輸・石油・通信・日医師会・建設・販売
指定地方公共機関 テレビ・ラジオ・鉄道・バス・都医師会
指定地方行政機関 管区气象台・地方防衛局・地方整備局等

第1編 震災編	第1部
	第2部
	第3部
	第4部
第2編 風水害編	第1部
	第2部
	第3部
第3編 雪害編	
第4編 火山編	
第5編 その他編	
資料編	

第2章 情報の収集・伝達

災害時における応急対策活動を迅速かつ的確に行うため、市は、災害情報の収集、伝達等の体制を確立し、市民等に災害予報及び警報を適切に伝達するとともに、被害情報を都に報告する。

また、関係機関等と一体となり、適切かつ迅速な災害広報・広聴を行う。

本活動に関する責任調整機関は、地域防災課(本部班)とし、広報・広聴に関しては、市長公室(広報班)とする。

第1節 情報連絡体制

震災編第2部第6章【応急対策】第1節「防災機関相互の情報通信連絡体制(警報及び注意報などの第一報)」を準用する。

第2節 災害予警報等の伝達

市は、災害が発生するおそれがある場合には、その情報、警報等を市民等に迅速かつ的確に伝達する。

震災編第2部第6章【応急対策】第1節「防災機関相互の情報通信連絡体制(警報及び注意報などの第一報)」を準用する。

第3節 被害状況等の報告体制

震災編第2部第6章【応急対策】第2節「被害状況等報告及び災害地調査報告」を準用する。

第4節 災害時の広報及び広聴活動

震災編第2部第6章【応急対策】第3節「災害広報・広聴活動の充実」を準用する。

第3章 水防計画

突発的・局地的な集中豪雨や台風などにより風水害が発生又は発生するおそれがある場合、市は、本計画のほか、水防法、災害対策基本法及び東京都水防計画に基づき、水防体制を整えとともに、河川管理者と連携し市内の各河川の洪水等を警戒・防御し、これにより風水害の被害を軽減するものとする。

本活動に関する責任調整機関は、建設課(第1復旧班)とする。

第1節 水防組織体制

あきる野市水防本部の組織は、震災編第2部第5章【応急対策】第1節「消火・救助・救急活動」を準用する。

第2節 水防活動体制

風水害時に予想される低地への冠水、河川等の溢流、氾濫、護岸や堤防の破損等による被害の軽減を図るため、応急活動による災害の拡大防止、水防活動上必要な資材の調達、水防工法等水防活動について定める。

I 水防活動

(1) 監視

市長(水防管理者)は、災害復旧部(第1復旧班)の職員に管内河川の堤防、河川敷等の現況を巡視させ、水防上危険であることを認められる箇所があるときは、その管理者に連絡して、必要な措置を求めなければならない。

(2) 警戒

市内各河川において水害が予想されるときは、市長(水防管理者)は必要な箇所に安全を確保した上で警戒員を配置して、その状況を報告させなければならない。

(3) 関係機関との連携

水災現場活動に従事する各防災機関は、相互に連携を密にし、現地災害対策本部が設置されるまでの間、指揮活動の一元化を図る必要がある。

第1部	第1編 震災編	第3部	第4部
第2部	第2編 風水害編	第1部	第2部
第3部	第3編 雪害編	第4編 火山編	第5編 その他編
資料編			

2 雨量水位情報

災害復旧部(第1復旧班)は、気象状況により相当の被害が発生するおそれがあると認めたときは、西多摩建設事務所と緊密に情報を交換し、常に的確な情報の把握に努める。

市に接する河川の水位標は、次のとおりである。

河川名	観測場所	所在地	担当所
秋川	秋留橋	あきる野市牛沼 476	西多摩建設事務所
平井川	尾崎橋	あきる野市菅生 203	西多摩建設事務所
秋川	東秋留橋	あきる野市雨間	京浜河川事務所

種類	河川及び 実施区域	名称	水防団待機水位 (指定水位)	氾濫注意水位 (警戒水位)	避難判断水位 (特別警戒水位)	氾濫危険水位	計画高水位	零点高	担当所
多摩川洪水予報	【左岸】 青梅市大柳1575番先から 福生市福生大字熊川南134番先まで 【右岸】 青梅市畑中1丁目18番先から あきる野市小川東1丁目1番まで	調布橋	0.20 m	1.00 m	1.20 m	1.60 m	4.70 m	148.500 m	京浜河川事務所

3 水防上注意を要する箇所等

市内の水防上注意を要する箇所の位置は、東京都水防計画や市が把握している情報等を参照する。

4 消防機関等の活動及び態勢

- (1) 河川、堤防等を随時巡視し、水防上危険であると認められる箇所があるときは、その管理者に連絡して必要な措置を求めなければならない。
- (2) 水防上緊急の必要がある場所においては、消防機関に属する者は、警戒区域を指定し、水防関係者以外の者に対して、その地域への立入を禁止し、若しくは制限し、又はその区域からの退去を命ずることができる。
- (3) 消防機関の長は、水防上のやむを得ない必要があるときは、その区域に居住する者又は現場にある者に対して、水防に従事させることができる。
- (4) 堤防その他の施設が決壊したときは、あらゆる救助手段を活用し、住民等の生命や身体を保護することを第一に活動するとともに、できる限り氾濫による被害が拡大しないように努めなければならない。
- (5) 消防機関の長は、市長（水防管理者）から出動の要請を受けたとき又は自ら水防作業の必要を知ったときは、直ちに出動し、水防作業を行わなければならない。

第1編 震災編	第1部
	第2部
	第3部
	第4部
第2編 風水害編	第1部
	第2部
	第3部
第3編 雪害編	
第4編 火山編	
第5編 その他編	
資料編	

5 配備態勢

(1) 秋川消防署

態勢		内容
水防態勢	気象情報その他により水災が予想されるときは、水防態勢を発令して水防に関する情報を収集分析し、初動態勢の確立を図る。	1 関係機関との密接な連絡と情報の収集分析 2 水防資器材の準備、点検
水防非常配備態勢	台風、集中豪雨等により、被害の発生が予想され又は発生したとき、水防非常配備態勢を発令し、事前計画に基づき、直ちに活動を開始する。 水防非常配備態勢を発令した場合は、水防招集計画に基づき、直ちに所定の場所に参集する。	水防第一非常配備態勢 1 水防部隊の編成及び署隊運用 2 水防資器材の準備、点検整備 3 関係機関との連絡、情報の収集 4 河川の巡視等による情報収集、水災発生危険箇所の把握及び広報 5 警防本部、方面隊本部等への報告・連絡
		水防第二非常配備態勢 1 署隊本部機能の強化 2 勤務時間外の職員 1/3 招集 3 水防部隊の編成及び署隊運用 4 所要の水防資器材、水、食料、燃料等の準備 5 関係機関への連絡員の派遣 6 水防活動、被害状況等の把握 7 警防本部、方面隊本部等への報告・連絡
		水防第三非常配備態勢 1 署隊本部機能の強化 2 勤務時間外の職員 1/2 招集 3 監視警戒への強化 4 関係機関への派遣連絡員の増強 5 水防活動、被害状況等の把握 6 水防部隊の編成増強 7 警防本部、方面隊本部等への報告・連絡
		水防第四非常配備態勢 1 勤務時間外の職員全員招集 2 全水防部隊の編成のほか、長期の水防作業を行うために必要な交替制の確立 3 応援態勢又は応援受入体制の確立

(2) あきる野市消防団

あきる野市消防団の非常配備態勢は、震災編第2部第5章【応急対策】第1節「消火・救助・救急活動」を準用する。

6 決壊時の措置

(1) 決壊の通報及びその後の措置（水防法第25条、第26条）

堤防その他の施設が決壊し、又はこれに準ずべき事態が発生したときは、市長（水防管理者）又は警察署長及び消防署長は、直ちに都水防本部（建設局）に通報するとともに、国土交通省京浜河川事務所多摩川上流出張所及び関係各所に通報し、相互に緊密な連絡をとる。

決壊後といえども、水防機関の長は、できる限り氾濫による被害が拡大しないように努める。

(2) 避難立退（水防法第29条）

ア 避難の指示

洪水により著しい危険が切迫していると認められるときは、市長（水防管理者）及びその命を受けた職員は、必要と認める区域の居住者に、信号、防災無線、メール、車両広報などの方法により立ち退き又はその準備を指示する。この場合、遅滞なく警察署長にその旨を通知する。

イ 立退

立ち退き又はその準備を指示された区域の居住者の救出避難については、警察は、市長（水防管理者）と協力して誘導する。また、水防管理者は、警察署長及び消防署長と協議の上、あらかじめ立ち退き先及び経路等につき、必要な措置を講じておく。

7 水防用資器材等

- (1) 市は、管内における水防を十分果たせるよう水防用器具、資材及び設備を準備しておくものとする。
- (2) 市は、水防資器材を確保するため、管内資材業者の手持資材を調査し、協定などにより緊急の補給に備えておくものとする。
- (3) 市長（水防管理者）は、水防の用に供するため器具、資材及び設備を準備しなければならない。
- (4) 市は、あらゆる非常事態を想定し、資材の確保を図るため関係各部と連絡経路、資材の輸送手段等あらかじめ定め、万全の措置を講じておく。
- (5) 都は、市が行う水防活動に対して効果的な援助・協力ができるよう、水防倉庫及び水防資器材を整備する。また、水防活動が円滑に行えるよう、都は市と連携し、水防作業を行う。
- (6) 資材の輸送は、市が所有する車両の中から、適応する車両を選択し使用する。

第1部	第1編	震災編	第1部	第2部	第3部	第4部
第2編	風水害編	第3編	雪害編	第4編	火山編	第5編
その他編	資料編					

8 費用及び公用負担

(1) 費用負担

市（水防管理団体）は、その管理区域の水防に要する費用を負担する物とする。ただし、応援のために要した費用は、当該応援を求めた水防管理団体が負担するものとし、その額及び方法は、当該応援を求めた水防管理団体と、応援を求められた水防管理団体が協議して定める（水防法第41条、第23条第3・4項）。

また、区域外の区市町村が当該水防により著しく利益を受ける場合には、当該水防に要する費用の一部を受益区市町村が負担する。この負担費用の額及び負担方法は両者が協議して定めるものとし、協議が成立しないときは、都知事にあつては申請する（水防法第42条第1・2・3項）。

(2) 公用負担の権限

水防のための緊急の必要があるときは、水防管理者又は消防機関の長は、次の権限を行使することができる（水防法第28条）。

- ア 必要な土地の一時使用
- イ 土石、竹木その他の資材の使用、若しくは収用
- ウ 車両その他の運搬用機器若しくは排水用機器を使用
- エ 工作物その他の障害物の処分

(3) 公用負担権限証明

公用負担の権限を行使する場合、市長（水防管理者）又は消防機関の長にあつては、その身分を示す証明書を、その他これらの者の委任を受けた者にあつては、次のような証明書を携行し、必要ある場合はこれを提示する（水防法第28条）。

公 用 負 担 権 限 委 任 証 明 書		
第	号	
身 分 氏 名		
上記の者にあきる野市区域における水防法第28条第1項の権限行使を 委任したことを照明する。		
年	月	日
水防管理者 あきる野市長		⑨
(又は消防機関の長)		

(4) 公用負担命令票

公用負担の権限を行使するときは、次のような公用負担命令票を作成し、その一通を目的物所有者、管理者又はこれに準すべき者に交付するものとする。ただし、現場の事情によりそのいとまのないときは、事後において速やかに処理する（水防法第28条）。

公 用 負 担 命 令 票				
第 号				
住 所 負 担 者 氏 名				
物 件	数 量	負担内容(使用、収用、処分等)	期 間	適 用
水防法第28条の規定により上記物件を収用(使用又は処分)する。 年 月 日				
命令者身分 氏 名 印				

(5) 損失補償

公用負担権限行使によって損失を受けた者に対しては、市長（水防管理者）は、時価によりその損失を補償するものとする（水防法第28条）。

9 報告

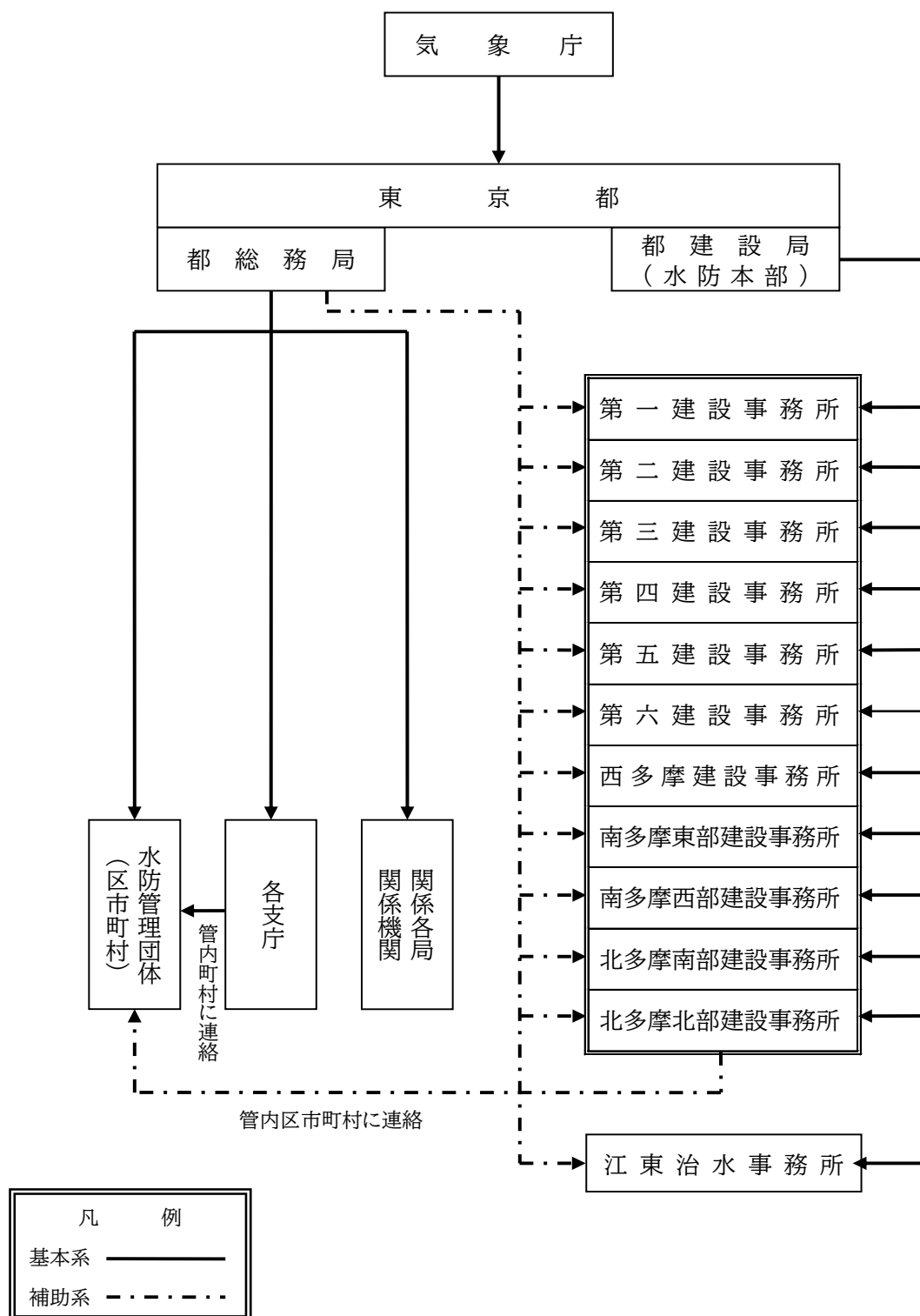
東京都水防計画に基づき報告をする。

第1編 震災編	第1部 第2部 第3部 第4部
第2編 風水害編	第1部 第2部 第3部
第3編 雪害編	
第4編 火山編	
第5編 その他編	
資料編	

10 気象情報伝達

気象伝達は、次によるものとする。

〈気象情報伝達系統図〉



1 1 竜巻等の激しい突風の発生するおそれがあるときの情報の共有

(1) 気象庁は、必要に応じて、次のような情報を提供

ア 予告的な気象情報

低気圧の発生などにより災害に結びつく気象現象が予想される場合、半日から1日程度前に「大雨と雷及び突風に関する東京都気象情報」などの標題で、予告的な気象情報を発表する。このとき、竜巻などの激しい突風の発生が予想される場合には、「竜巻などの激しい突風」と明記して注意を呼びかける。

イ 雷注意報

積乱雲に伴う現象（落雷、ひょう、急な強い雨、突風など）の発生により、被害の発生が予想される数時間前に雷注意報を発表する。このとき、竜巻などの激しい突風の発生が予想される場合には、注意報本文の付加事項に「竜巻」と明記して特段の注意を呼びかける。

ウ 竜巻注意情報

積乱雲の下で発生する竜巻、ダウンバースト等による激しい突風に対して注意を呼びかける情報で、雷注意報が発表されている状況下において竜巻等の激しい突風の発生しやすい気象状況になっているときに、東京地方、伊豆諸島北部、伊豆諸島南部の区域単位で発表される。

なお、実際に危険度が高まっている場所については、竜巻発生確度ナウキャストで確認することができる。

また、竜巻の目撃情報が得られた場合には、目撃情報があつた地域を示し、その周辺で更なる竜巻等の激しい突風が発生するおそれが非常に高まっている旨を付加した情報が各区域単位で発表される。この情報の有効期間は、発表からおおむね1時間である。

(2) 都内において竜巻等が発生した場合の情報及び情報伝達

ア 気象庁は、気象庁防災業務計画に基づき、専用通信施設等により、都総合防災部等関係機関、日本放送協会（NHK）等報道機関へ、情報を伝達する。

イ 伝達は、発表者（都及び気象庁）から、都地域防災計画で定めた伝達経路により行う。指定公共機関及び指定地方公共機関への情報伝達に関しては、大雨警報の伝達に準じる。

ウ 市は、災害時の危機管理体制を確認するとともに、気象庁などとも連携のうえ、気象情報に十分留意し、竜巻等突風災害に係る対応について、市民に対する周知、啓発等に努める。

第1部	第1編	第3部	第3編	第4編	第5編	資料編
第2部	第2編	第4部	第2部	第3部	第4編	第5編
第3部	第3編	第1部	第2部	第3部	第4編	第5編
第4部	第4編	第1部	第2部	第3部	第4編	第5編
第5部	第5編	第1部	第2部	第3部	第4編	第5編
第6部	第6編	第1部	第2部	第3部	第4編	第5編
第7部	第7編	第1部	第2部	第3部	第4編	第5編
第8部	第8編	第1部	第2部	第3部	第4編	第5編
第9部	第9編	第1部	第2部	第3部	第4編	第5編
第10部	第10編	第1部	第2部	第3部	第4編	第5編
第11部	第11編	第1部	第2部	第3部	第4編	第5編
第12部	第12編	第1部	第2部	第3部	第4編	第5編
第13部	第13編	第1部	第2部	第3部	第4編	第5編
第14部	第14編	第1部	第2部	第3部	第4編	第5編
第15部	第15編	第1部	第2部	第3部	第4編	第5編
第16部	第16編	第1部	第2部	第3部	第4編	第5編
第17部	第17編	第1部	第2部	第3部	第4編	第5編
第18部	第18編	第1部	第2部	第3部	第4編	第5編
第19部	第19編	第1部	第2部	第3部	第4編	第5編
第20部	第20編	第1部	第2部	第3部	第4編	第5編
第21部	第21編	第1部	第2部	第3部	第4編	第5編
第22部	第22編	第1部	第2部	第3部	第4編	第5編
第23部	第23編	第1部	第2部	第3部	第4編	第5編
第24部	第24編	第1部	第2部	第3部	第4編	第5編
第25部	第25編	第1部	第2部	第3部	第4編	第5編
第26部	第26編	第1部	第2部	第3部	第4編	第5編
第27部	第27編	第1部	第2部	第3部	第4編	第5編
第28部	第28編	第1部	第2部	第3部	第4編	第5編
第29部	第29編	第1部	第2部	第3部	第4編	第5編
第30部	第30編	第1部	第2部	第3部	第4編	第5編
第31部	第31編	第1部	第2部	第3部	第4編	第5編
第32部	第32編	第1部	第2部	第3部	第4編	第5編
第33部	第33編	第1部	第2部	第3部	第4編	第5編
第34部	第34編	第1部	第2部	第3部	第4編	第5編
第35部	第35編	第1部	第2部	第3部	第4編	第5編
第36部	第36編	第1部	第2部	第3部	第4編	第5編
第37部	第37編	第1部	第2部	第3部	第4編	第5編
第38部	第38編	第1部	第2部	第3部	第4編	第5編
第39部	第39編	第1部	第2部	第3部	第4編	第5編
第40部	第40編	第1部	第2部	第3部	第4編	第5編
第41部	第41編	第1部	第2部	第3部	第4編	第5編
第42部	第42編	第1部	第2部	第3部	第4編	第5編
第43部	第43編	第1部	第2部	第3部	第4編	第5編
第44部	第44編	第1部	第2部	第3部	第4編	第5編
第45部	第45編	第1部	第2部	第3部	第4編	第5編
第46部	第46編	第1部	第2部	第3部	第4編	第5編
第47部	第47編	第1部	第2部	第3部	第4編	第5編
第48部	第48編	第1部	第2部	第3部	第4編	第5編
第49部	第49編	第1部	第2部	第3部	第4編	第5編
第50部	第50編	第1部	第2部	第3部	第4編	第5編
第51部	第51編	第1部	第2部	第3部	第4編	第5編
第52部	第52編	第1部	第2部	第3部	第4編	第5編
第53部	第53編	第1部	第2部	第3部	第4編	第5編
第54部	第54編	第1部	第2部	第3部	第4編	第5編
第55部	第55編	第1部	第2部	第3部	第4編	第5編
第56部	第56編	第1部	第2部	第3部	第4編	第5編
第57部	第57編	第1部	第2部	第3部	第4編	第5編
第58部	第58編	第1部	第2部	第3部	第4編	第5編
第59部	第59編	第1部	第2部	第3部	第4編	第5編
第60部	第60編	第1部	第2部	第3部	第4編	第5編
第61部	第61編	第1部	第2部	第3部	第4編	第5編
第62部	第62編	第1部	第2部	第3部	第4編	第5編
第63部	第63編	第1部	第2部	第3部	第4編	第5編
第64部	第64編	第1部	第2部	第3部	第4編	第5編
第65部	第65編	第1部	第2部	第3部	第4編	第5編
第66部	第66編	第1部	第2部	第3部	第4編	第5編
第67部	第67編	第1部	第2部	第3部	第4編	第5編
第68部	第68編	第1部	第2部	第3部	第4編	第5編
第69部	第69編	第1部	第2部	第3部	第4編	第5編
第70部	第70編	第1部	第2部	第3部	第4編	第5編
第71部	第71編	第1部	第2部	第3部	第4編	第5編
第72部	第72編	第1部	第2部	第3部	第4編	第5編
第73部	第73編	第1部	第2部	第3部	第4編	第5編
第74部	第74編	第1部	第2部	第3部	第4編	第5編
第75部	第75編	第1部	第2部	第3部	第4編	第5編
第76部	第76編	第1部	第2部	第3部	第4編	第5編
第77部	第77編	第1部	第2部	第3部	第4編	第5編
第78部	第78編	第1部	第2部	第3部	第4編	第5編
第79部	第79編	第1部	第2部	第3部	第4編	第5編
第80部	第80編	第1部	第2部	第3部	第4編	第5編
第81部	第81編	第1部	第2部	第3部	第4編	第5編
第82部	第82編	第1部	第2部	第3部	第4編	第5編
第83部	第83編	第1部	第2部	第3部	第4編	第5編
第84部	第84編	第1部	第2部	第3部	第4編	第5編
第85部	第85編	第1部	第2部	第3部	第4編	第5編
第86部	第86編	第1部	第2部	第3部	第4編	第5編
第87部	第87編	第1部	第2部	第3部	第4編	第5編
第88部	第88編	第1部	第2部	第3部	第4編	第5編
第89部	第89編	第1部	第2部	第3部	第4編	第5編
第90部	第90編	第1部	第2部	第3部	第4編	第5編
第91部	第91編	第1部	第2部	第3部	第4編	第5編
第92部	第92編	第1部	第2部	第3部	第4編	第5編
第93部	第93編	第1部	第2部	第3部	第4編	第5編
第94部	第94編	第1部	第2部	第3部	第4編	第5編
第95部	第95編	第1部	第2部	第3部	第4編	第5編
第96部	第96編	第1部	第2部	第3部	第4編	第5編
第97部	第97編	第1部	第2部	第3部	第4編	第5編
第98部	第98編	第1部	第2部	第3部	第4編	第5編
第99部	第99編	第1部	第2部	第3部	第4編	第5編
第100部	第100編	第1部	第2部	第3部	第4編	第5編

第4章 警備・交通規制

風水害時には、様々な社会的混乱や道路交通の混乱の発生が予測されるため、市民の生命、身体及び財産の保護のため、速やかに各種の犯罪の予防、取締り、交通秩序の維持、その他公共の安全と秩序を維持し、治安の万全を期することが必要である。

そのため、市及び都等は、国、警察署、土木・建設業者等と協力し、警備・交通規制について必要な措置をとるものとする。

本活動に関する責任調整機関は、建設課(第1復旧班)とする。

第1節 警備活動

1 警備態勢

五日市警察署及び福生警察署は、関係機関と緊密な連携を保持しながら、総合的な災害応急活動の推進に寄与するとともに、災害の発生が予想される場合は、早期に警備体制を確立して、災害情報の伝達、避難の指示等の活動を行うほか、関係機関の活動に協力する。

2 警戒活動

五日市警察署及び福生警察署は、災害が発生した場合には、全力を尽くして被災者の救出、救護に努めるほか、現場広報を活発に行うとともに、交通規制、防犯活動の強化等の応急対策を実施する。

風水害発生時における警察活動は、おおむね次のとおりとする。

- (1) 河川及び沿岸水域その他危険箇所の警戒
- (2) 災害地における災害関係の情報収集
- (3) 警戒区域の設定
- (4) 被災者の救出、救護
- (5) 避難者の誘導
- (6) 危険物の保安
- (7) 交通秩序の確保
- (8) 避難地域等の犯罪の予防及び取締り
- (9) 行方不明者の調査
- (10) 遺体の調査等及び検視

3 その他警察署の活動

(1) 警戒区域の設定

警察官は、災害現場に、市長（本部長）若しくはその職権を行う市の職員がいないとき、又はこれらの者から要求があつて防災上必要と認めるときは、警察官は、警戒区域を設定するとともに、直ちにその旨を市長に通知する。

(2) 市に対する協力

ア 警察署長は、市長から災害応急措置のために警察官の出動を求められた場合は、避難誘導、人命救助等の警備活動に支障のない限り警備部隊を応援出動させる。なお、要請がない場合においても、事態が急を要するときは積極的に災害応急活動を実施する。

イ 市の災害応急対策従事車両の通行については、優先通行等の便宜を供与し、災害対策活動が迅速に行えるよう努める。

ウ 被災者等に対する救助業務については、災害の初期において可能な限りこれに協力することとし、状況に応じて逐次警察本来の活動に移行する。

第2節 交通規制

災害時における道路交通の確保は、負傷者の搬送、緊急物資の輸送等、救援、救護活動の基礎となるものであり、極めて重要である。

本節では、交通情報の収集、交通規制等災害時における道路交通の確保について必要な事項を定める。

1 交通情報の収集と交通規制

五日市警察署及び福生警察署は、交通情報の収集に努めるとともに、道路障害の実態把握を速やかに行い、その状況を市長（本部長）に通報する。

2 交通規制

(1) 広域的災害発生の場合には、東京都公安委員会の決定に基づき必要な措置を実施する。

(2) 被災地及びその周辺を管轄する警察署長は、危険箇所の表示、局地的な通行禁止、一方通行等適切な交通規制を行い、被災地及びその周辺における交通の安全と円滑に努める。

(3) 市は、降雨予測等から通行規制範囲を広域的に想定して、できるだけ早く通行規制予告を発表する。その際、当該情報が入手しやすいよう多様な広報媒体を活用し、日時、迂回経路等を示す。また、降雨予測の変化に応じて予告内容の見直しを行う。

第1部	第1編	震災編	第1部	第2部	第3部	第4部
第2部	第2編	風水害編	第1部	第2部	第3部	
第3部	第3編	雪害編	第4部			
第4部	第4編	火山編				
第5部	第5編	その他編				
資料編						

3 車両検問

- (1) 五日市警察署及び福生警察署は、主要幹線道路において車両検問を行い、市民の緊急避難又は応急物資、応急復旧工作資材等の緊急輸送を確保するため、他の一般車両の通行を禁止し、又は制限して、災害の拡大防止及び迅速な復旧の実効を図る。
- (2) 緊急輸送車両の確認については、震災編第2部第10章【応急対策】第5節「輸送車両の確保」による。

4 その他

交通の妨害となっている倒壊樹木、漂流物、垂下電線等の除去及び道路、橋等の応急補強並びに排水等については、関係機関に連絡し、それらの復旧の促進を図る。

第5章 医療救護計画

風水害時には、浸水、土砂災害等により多数の負傷者が発生することが予想される。

そのため、地域住民、市、都、消防団、医療機関との協働により、医療情報の収集伝達、初動医療体制、負傷者等の搬送体制を確立する。

本活動に関する責任調整機関は、健康課(医療・保健活動班)とする。

第1節 医療救護等対策

震災編第2部第7章【応急対策】第2節「医療救護等対策」を準用する。

第2節 保健衛生

震災編第2部第7章【応急対策】第3節「保健衛生」を準用する。

第3節 防疫

震災編第2部第7章【復旧対策】第1節「防疫体制の確立」を準用する。

第4節 山間部における医療救護活動

震災編第2部第7章【応急対策】第2節「医療救護等対策」を準用する。

第5節 医療施設の確保

市は、必要に応じて、市内の医療機関に対して、空床利用や収容能力の臨時拡大等を要請する。

第1部	第1編	震災編	第1部
第2部	第2編	風水害編	第2部
第3部	第3編	雪害編	第3部
第4部	第4編	火山編	第4部
第5部	第5編	その他編	第5部
資料編			

第6節 遺体の取扱い

風水害により、行方不明者や死亡者が発生したときは、その搜索、収容、検視・検案、火葬等の各段階において、市、警察署及び関係機関が相互に連絡を密にし、遅滞なく処理することが必要である。その際、死者への尊厳と遺族の感情を十分に考慮し、迅速かつ適切に取扱う。

本活動に関する責任調整機関は、市民課(第2調査班)である。

1 遺体の搜索、収容及び検視、検案等

震災編第2部第7章【応急対策】第4節「行方不明者の搜索、遺体の検視・検案・身元確認等」を準用する。

2 火葬等

震災編第2部第7章【復旧対策】第2節「火葬等」を準用する。

第6章 避難者対策

風水害時には、浸水、がけ崩れ等により避難を要する地域が発生すると予想される。このため、市は、市民等の生命、身体等の安全を確保するため、避難に必要な体制を整備する。避難指示等の実施に当たっては、避難者の安全確保、生活環境の維持、要配慮者に対するケア、男女の視点の違いに十分配慮し、市民等が安心して避難できるよう配慮するものとする。

本活動に関する責任調整機関は、地域防災課(本部班)とする。

第1節 避難体制

浸水、がけ崩れ等のため、人命に危険を及ぼすと予測される場合、市民を安全な場所に避難させることにより、人的被害の発生を未然に防止しなければならない。

このため本節においては、事前避難、避難の指示等、避難誘導に関し必要な事項を定める。

1 避難体制の整備

市は、緊急安全確保、避難指示、高齢者等避難等の情報発信において、国、都及び水防管理者の協力を得て、豪雨、洪水、土砂災害等の災害事象の特性や収集できる情報を踏まえ、避難すべき区域や判断基準、伝達方法を明確にしておく。特に、土砂災害については、危険な急傾斜地から離れる方向に速やかに避難するなど、普段から避難方法をイメージしておくとともに、実践的な避難訓練の実施等による市民の意識啓発に努める。

また、市民を安全に避難させるため、土砂災害警戒情報等が発表された場合は直ちに、避難指示等を発令することができるよう発令基準を定めておく。

加えて、面積の広さ、地形、地域の実情等に応じて避難指示等を発令できるよう、発令対象区域をあらかじめ設定するとともに、必要に応じて見直す。

震災編第2部第9章【予防対策】第1節「避難体制の整備(避難行動要支援者の支援対策を含む)」を準用する。

2 事前避難

(1) 市

市は、災害時に事前避難を必要とする地域をあらかじめ定めておき、その地域の市民に対しては、避難所、避難経路、避難の方法等を事前に周知徹底させ、危険を感じたり、災害が発生するおそれがあると判断した際には、安全な場所に安全な手段で積極的に自主避難するよう指導する。

そのため、市では、都等から提供される気象情報、水位情報等に留意するとともに、豪雨

第1部	第1編	震災編	第1部	第2部	第3部	第4部
第2部	第2編	風水害編	第1部	第2部	第3部	
第3部	第3編	雪害編				
第4部	第4編	火山編				
第5部	第5編	その他編				
資料編						

となる前から同一河川・圏域・流域内の区市町村と連携し、必要な情報(避難指示の必要性の判断、発令の有無、河川や降雨の現況など)の共有を図る。

なお、市は必要に応じて、大雨時等に避難情報の発令の判断や防災体制の検討等を行う際などに、気象庁大気海洋部予報課等に対し、直接、気象状況とその見通しを照会する。

(2) 五日市警察署、福生警察署

災害が発生するおそれがある場合には、市に協力し早期に避難の指示、指導を行い、要配慮者は自主的に市が指定する施設に避難させるか、安全な地域の親せき、知人宅へ自主的に避難するよう指導する。

3 高齢者等避難、避難指示など

市内において危険が切迫した場合に、市長(本部長)は、災害対策本部、五日市警察署長、福生警察署長及び秋川消防署長から意見を聞き、地域及び避難先を定めて避難指示や高齢者等避難の発令を行う。この場合は、市長(本部長)は、直ちに都本部に報告する。

災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合において、人の生命、身体に対する危険を防止するため、特に必要があると認めるときは、市長(本部長)は警戒区域を設定し、災害応急対策に従事する者以外の者に対して、当該地区への立入を制限若しくは禁止し、又は退去を命ずるものとする。

(1) 避難指示の発令(一般基準)

避難指示は、原則として次のような事態になったときに発するものとする。

- ア 河川が氾濫危険水位に達したとき、若しくは、急激な水位上昇により、このあと氾濫危険水位を超えて水位が上昇し、洪水のおそれがあるとき
- イ 避難の必要が予想される各種気象警報が発せられたとき
- ウ 河川の上流が被害を受け、下流域に危険があるとき
- エ 地すべり、山崩れ及び土石流等により著しい危険が切迫しているとき
- オ 短時間かつ局地的な集中豪雨等により、低所、地下空間等への急激な浸水危険があるとき
- カ 土砂災害警戒情報が発表されたとき
- キ その他、市民の生命又は身体を災害から保護するため、必要と認められるとき

(2) 高齢者等避難

国が策定した「避難情報に関するガイドライン(令和3年5月)」に基づき検討した避難指示等の発令の目安を踏まえ、要配慮者に対する高齢者等避難を発令する。

- ア 河川水位が一定時間後に氾濫危険水位に到達すると見込まれる場合
- イ 河川水位が避難判断水位に到達し、さらに水位の上昇が見込まれる場合
- ウ 今後さらに風雨が増し、安全な立ち退き避難が困難になると見込まれる場合

(3) 避難情報発令に向けた対応

ア 市

- (ア) 市は、平常時から、地域又は町内会・自治会単位に、避難時における集団の形成や自主統制の状況について、地域の実情を把握するように努める。
- (イ) 市は、危険の切迫性に応じて避難指示等の伝達文の内容を工夫する。その際、対象者を明確にし、対象者ごとに警戒レベルに対応したとるべき避難行動がわかるように伝達することなどにより、市民の積極的な避難行動の喚起に努める。
- (ウ) 気象警報、避難指示等を市民に周知することにより、迅速・的確な避難行動に結びつける。ため、その伝達内容等については、あらかじめ検討しておくものとする。特に、避難情報と取るべき避難行動について、高齢者や子どもにも解りやすく伝えられるような表現を工夫して周知する。
- (エ) 市民に対して避難指示等を発令するに当たり、対象地域の適切な設定等に留意するとともに、避難指示及び緊急安全確保を夜間に発令する可能性がある場合には、避難行動をとりやすい時間帯に高齢者等避難の発令が行えるように努める。
- (オ) 避難指示の発令の際には、避難場所を開放していることが望ましいが、避難のためのリードタイムが少ない局地的かつ短時間の豪雨の場合は、躊躇なく避難指示を発令する。そのような事態のために、避難所開設キットの活用等、地域住民等で実施する避難所開設方法について住民に周知する。

イ 五日市警察署、福生警察署

現地において、著しく危険が切迫しており、市長（本部長）が避難の指示をするといまがないと認めるとき、又は市長（本部長）から要請のあったときは、警察官が直接市民等に避難の指示を行う。この場合、直ちに市長（本部長）に対し、避難の指示を行った日時、対象区域、避難誘導方向及び避難先等を通知する。

4 避難誘導

市は、風水害の発生のおそれがある場合には、防災気象情報等を十分把握するとともに、河川管理者、水防団等と連携を図りながら、浸水想定区域や土砂災害警戒区域等の警戒活動を行う。その結果、危険と認められる場合には、市民に対して避難指示等を発令するとともに、適切な避難誘導を実施する。

特に、台風による大雨発生など事前に予測が可能な場合においては、大雨発生が予測されてから災害のおそれなくなるまで、市民に対して分かりやすく適切に状況を伝達することに努める。

また、災害対策本部の置かれる本庁舎等において十分な状況把握が行えない場合は、避難指示等を行うための判断を風水害の被災地近傍にある施設からの情報などを収集し行うなど、適時適切な避難誘導に努める。

第1編 震災編	第1部
	第2部
	第3部
	第4部
第2編 風水害編	第1部
	第2部
	第3部
第3編 雪害編	
第4編 火山編	
第5編 その他編	
資料編	

(1) 市

避難指示等をした場合、市は五日市警察署、福生警察署、秋川消防署、現地消防団の協力を得て、あらかじめ指定してある避難所に誘導する。この場合、要配慮者は優先して避難させる。

また、この場合、市は避難所に職員を派遣し、連絡を密にして齟齬をきたさないようにする。

なお、避難誘導に当たっては、避難場所及び避難路や避難先、災害危険箇所等（浸水想定区域、土砂災害警戒区域等）の所在、災害の概要その他の避難に資する情報の提供に努める。

(2) 五日市警察署、福生警察署

ア 避難指示等が出された場合には、市に協力し、あらかじめ指定された避難所に市民を誘導収容する。

イ 避難経路については、事前に調査検討してその安全を確認しておく。誘導する場合は、危険箇所に標示、縄張り等をするほか、要所に誘導員を配置して事故防止に努める。特に夜間の場合は照明を確保して誘導の安全を期するものとする。

ウ 浸水地においては、必要に応じ舟艇、ロープ等の資材を活用し安全を期する。

エ 避難指示等に従わない者については、極力説得に努め避難するよう指導する。

(3) 秋川消防署

ア 避難指示等が出された場合には、災害の規模、気象状況、災害拡大の経路及び部隊の運用状況を勘案し、必要な情報を関係機関に通報する。

イ 上記の避難経路等については、安全確保に努める。

(4) 学校（教育委員会）

市・都教育委員会及び都生活文化スポーツ局（私立学校：菅生学園）は、所管する学校に対して、災害状況に応じ、校長を中心に全職員が協力して、児童・生徒等の安全確保が図れるよう、次のとおり避難計画の作成等の指導を行う。

ア 計画の内容を教職員に周知徹底するとともに、児童・生徒等に対し基本的事項について反復指導、訓練を実施し、災害時の行動に生かされるようにすること。また、必要な事項について、保護者に周知しておくこと。

イ 避難所、避難経路及び保護者への引渡場所は、地元防災機関と連絡を密にし、当該地域の防災計画に即して選定すること。

ウ 避難時における指揮命令系統及び教職員の任務分担を明確にしておくこと。

エ 避難計画は、始業時、授業時、休憩時、放課後、校外指導それぞれの状況に応じた対策であること。

オ 学年や障害の程度等、児童・生徒の発達段階に配慮したものであること。

カ 校内放送、非常ベル等、校内の通報連絡手段及び関係機関への連絡方法について、最悪の条件を想定し、代替手段を検討しておくこと。

キ 児童生徒等の人員把握と報告の方法を具体的に定めておくこと。

5 要配慮者利用施設対策

市は、要配慮者利用施設について、以下のような対策をとる。

- (1) 市は、浸水想定区域や土砂災害警戒区域内にある要配慮者利用施設に対して、防災行政無線の戸別受信機を配置し、気象情報等や避難の情報を伝達するとともに、施設管理者による事前避難や浸水防止措置を呼びかける。また、避難確保計画の作成及び避難訓練の実施について、必要に応じて支援する。
- (2) 浸水想定区域内や土砂災害警戒区域内に位置し、本地域防災画に名称及び所在地を定められた要配慮者利用施設の所有者又は管理者は、関係法令に基づき、関係機関の協力を得て、水害や土砂災害が発生するおそれがある場合における避難確保に関する計画を策定し、それに基づき、避難誘導等の訓練を実施するとともに、その結果を市長に報告するものとする。
- (3) 市は、要配慮者利用施設の避難確保に関する計画や避難訓練の実施状況等について、定期的に確認するよう努める。また、市は、当該施設の所有者又は管理者に対して、必要に応じて、円滑かつ迅速な避難の確保を図るために必要な助言又は勧告等を行う。
- (4) 市は、浸水想定区域内及び土砂災害警戒区域の要配慮者利用施設で洪水時に利用者の円滑かつ迅速な避難の確保が必要な施設について、名称及び所在地を本地域防災計画に定める。名称及び所在地を定めた施設については、市は、本地域防災計画において、当該施設の所有者又は管理者及び自衛水防組織の構成員に対する洪水予報等の伝達方法を定める。

<対象となる要配慮者利用施設は資料編P.5参照>

第2節 避難所の開設・運営

震災編第2部第9章【応急対策】第2節「避難所の開設・運営」を準用する。

第1部	第1編	震災編
第2部	第2編	風水害編
第3部	第3編	雪害編
第4部	第4編	火山編
第5部	第5編	その他編
資料編	資料編	

第7章 物流・備蓄・輸送対策

風水害時に被災者の生命の安全を確保するとともに、人心の安定を図るために、迅速な救援を実施する必要がある。特に飲料水・食料・生活必需品等の供給は重要である。

そのため、地域住民、都、学校等の協働により、飲料水・食料・生活必需品等の確保及び供給を行う。また、市民も、各家庭において備蓄を図る。

本活動に関する責任調整機関は、地域防災課(本部班)とする。

第1節 飲料水の供給

震災編第2部第10章【応急対策】第3節「飲料水の供給」を準用する。

第2節 食料の供給

1 食料・生活必需品等の供給

震災編第2部第10章【応急対策】第2節「食料の供給」を準用する。

2 生活必需品等の供給

震災編第2部第10章【応急対策】第1節「生活必需品等の供給」を準用する。

第3節 備蓄・調達物資の輸送

震災編第2部第10章【予防対策】第2節「備蓄倉庫及び輸送拠点の整備」を準用する。

第4節 輸送車両等の確保

震災編第2部第10章【応急対策】第5節「輸送車両の確保」を準用する。

第8章 ごみ処理・トイレの確保及び し尿処理・障害物の除去・災害廃棄物処理

風水害により、被災地では道路障害等により一時的に通常の体制によるごみ処理や、し尿の処理等が困難となることが予想される。流失や排出されたごみ等が無秩序に放置されると、地域の衛生環境に重大な影響を及ぼすだけでなく、復旧活動等の障害ともなる。また、住宅又はその周辺に大量の障害物が発生した場合、速やかにこれを除去して二次災害を防止するとともに、災害の拡大を防止し、日常生活に支障のないよう努める必要がある。

そのため、市は、ごみ処理、トイレの確保及びし尿処理、障害物の除去等を行う。
本活動に関する責任調整機関、生活環境課(環境班)とする。

第1節 ごみ処理

震災編第2部第11章【応急対策】第7節「ごみ処理」を準用する。

第2節 トイレの確保及びし尿処理

震災編第2部第11章【応急対策】第6節「トイレの確保及びし尿処理」を準用する。

第3節 障害物の除去

1 緊急道路障害物除去等

震災編第2部第10章【応急対策】第5節「輸送車両の確保」を準用する。

2 がれき処理

震災編第2部第11章【応急対策】第8節「がれき処理」を準用する。

3 土石・竹木等の除去

震災編第2部第11章【応急対策】第8節「がれき処理」を準用する。

第4節 災害廃棄物処理

震災編第2部第11章【応急対策】第6節「トイレの確保及びし尿処理」、第7節「ごみ処理」、第8節「がれき処理」を準用する。

第1部	第1編	震災編	第1部
第2部	第2編	風水害編	第2部
第3部	第3編	雪害編	第3部
第4部	第4編	火山編	第4部
第5部	第5編	その他編	第5部
資料編	資料編		資料編

第9章 ライフライン施設の応急・復旧対策

上下水道、電気、ガス、通信等のライフライン施設は、都市化の進展とともにますます複雑・高度化し、各施設の相互依存関係も著しく高まっている。風水害時においては、ライフライン施設の一部の被災が、しばしば他のライフラインの機能停止を招くこともあり、都市機能そのものに支障をもたらす場合がある。

このため、ライフライン関係機関では、それぞれ万全の活動態勢を確立し、相互に連携を保ちながら応急対策、危険防止のため、諸活動を迅速に実施する。

本活動に関する責任調整機関は、地域防災課(本部班)である。

第1節 水道施設

震災編第2部第4章【応急対策】第4節「水道」、【復旧対策】第4節「水道」を準用する。

第2節 下水道施設

震災編第2部第4章【応急対策】第5節「下水道」、【復旧対策】第5節「下水道」を準用する。

第3節 電気施設

震災編第2部第4章【応急対策】第6節「電気・ガス・通信等」、【復旧対策】第6節「電気・ガス・通信等」を準用する。

第4節 ガス施設等

震災編第2部第4章【応急対策】第6節「電気・ガス・通信等」、【復旧対策】第6節「電気・ガス・通信等」を準用する。

第5節 通信施設

震災編第2部第4章【応急対策】第6節「電気・ガス・通信等」、【復旧対策】第6節「電気・ガス・通信等」を準用する。

第10章 公共施設等の応急復旧対策

道路、橋りょう、河川等の公共施設は、道路交通等都市活動を営む上で極めて重要な役割を担っている。特に風水害で破損した場合は、火災の消火、救急、救助及びその他の応急活動等に重大な支障を及ぼすため、これら公共施設が被災した場合は、速やかに応急・復旧措置を講ずる必要がある。

そのため、公共施設等の応急・復旧対策について、必要な諸活動を迅速に実施する。

本活動に関する責任調整機関は、建設課(第1復旧班)である。

第1節 公共土木施設等

震災編第2部第3章【応急対策】第2節「河川施設等の応急対策による二次被害防止」、【復旧対策】第1節「公共の安全確保、施設の本来機能の回復」及び震災編第2部第4章【応急対策】第1節「道路・橋りょう」、第3節「河川等」【復旧対策】第1節「道路・橋りょう」、第3節「河川等」を準用する。

第2節 鉄道施設

震災編第2部第4章【応急対策】第2節「鉄道施設」、【復旧対策】第2節「鉄道施設」を準用する。

第3節 社会公共施設等

震災編第2部第3章【応急対策】第2節「河川施設等の応急対策による二次被害防止」、【復旧対策】第1節「公共の安全確保、施設の本来機能の回復」を準用する。

第1部	第1編	震災編
第2部	第2編	風水害編
第3部	第3編	雪害編
第4部	第4編	火山編
第5部	第5編	その他編

第11章 応急生活対策

災害時には、家財や住居等を喪失するなど、多くの人が被害を受け、混乱した事態の発生が考えられる。市をはじめ関係防災機関は、連携、協力して市民の生活の安定と社会秩序の維持を図るための緊急措置を講ずるものとする。

第1節 被災宅地の応急危険度判定

震災編第2部第11章【応急対策】第2節「被災宅地の危険度判定」を準用する。

第2節 被災住宅の応急危険度判定

震災編第2部第11章【応急対策】第1節「被災建築物の応急危険度判定」を準用する。

第3節 住家被害認定調査及びり災証明書交付

1 家屋・住家被害状況調査

震災編第2部第11章【応急対策】第3節「家屋被害状況調査等」を準用する。

2 り災証明書の発行

震災編第2部第11章【応急対策】第4節「り災証明書の交付準備」、【復旧対策】第1節「り災証明書の交付」を準用する。

第4節 被災住宅の応急修理

震災編第2部第11章【復旧対策】第2節「被災住宅の応急修理」を準用する。

第5節 応急仮設住宅の供給

1 応急仮設住宅の供与

震災編第2部第11章【復旧対策】第3節「応急仮設住宅等の供与」を準用する。

2 応急仮設住宅の供給

震災編第2部第11章【復旧対策】第3節「応急仮設住宅等の供与」を準用する。

第6節 被災者の生活確保

震災編第2部第11章【復旧対策】第4節「被災者の生活確保」を準用する。

第7節 中小企業への融資

震災編第2部第11章【復旧対策】第6節「中小企業への融資」を準用する。

第8節 農林業関係者への融資

震災編第2部第11章【復旧対策】第7節「農林業関係者への融資」を準用する。

第9節 義援金の取扱い

震災編第2部第11章【応急対策】第5節「義援金の募集・受付」、【復旧対策】第5節「義援金の募集・受付・配分」を準用する。

第1部	第1編	震災編	第1部
第2部	第2編	風水害編	第2部
第3部	第3編	雪害編	第3部
第4部	第4編	火山編	第4部
第5部	第5編	その他編	第5部
資料編			

第10節 応急教育

風水害時における児童・生徒等の生命及び身体の安全並びに教育活動の確保を図るため、学校等における災害予防、応急対策等について万全を期する必要がある。そのため、市は、応急教育について必要な対策を講ずる。なお、各学校の防災対策については、「あきる野市学校防災マニュアル(地震災害編)」(以下「学校防災マニュアル」という。)を基に、継続的に推進していく。

本活動に関する責任調整機関は、教育総務課(学校班)である。

震災編第2部第11章【応急対策】第11節「応急教育」を準用する。

第11節 労働力の確保

震災編第2部第11章【応急対策】第12節「労働力の確保」を準用する。

第12章 災害救助法の適用

被災状況を迅速に取りまとめ東京都に報告することで、都知事が災害救助法の適用について判断を行う。災害救助法が適用された場合、救助の実施主体は東京都となるが、市に事務委任された場合は市が実施する。市が行った救助に要した経費については、定められた基準の中で国と都が負担することとなる。

なお、災害救助法の適用がなかった場合においても、市は適用時と同様に、被災者の保護や社会秩序の保全のため救助を行う。

本活動に関する責任調整機関は、本部班とする。

第1節 災害救助法の適用

震災編第2部第11章【応急対策】第9節「災害救助法の適用」を準用する。

第2節 救助実施体制の整備

震災編第2部第11章【復旧対策】第9節「災害救助法の運用等」を準用する。

第3節 災害報告及び救助実施状況の報告

震災編第2部第11章【復旧対策】第9節「災害救助法の運用等」を準用する。

第4節 従事命令等

迅速な救助業務を遂行するために必要な人員、物資、施設等を確保する手段として、都知事に次のような権限が付与されている。

1 従事命令

一定の業種のものを、救助に関する業務に従事させる権限

(例) 医師、歯科医師、薬剤師、保健師、助産師、看護師、土木技術者、建築技術者、大工、左官、
とび職等

第1部	第1編	震災編
第2部	第2編	風水害編
第3部	第3編	雪害編
第4部	第4編	火山編
第5部	第5編	その他編

2 協力命令

被災者その他近隣のものを、救助に関する業務に協力させる権限

(例) 被災者を炊き出しに協力させる等

3 管理、使用、保管命令及び収用

特定の施設を管理し、土地、家屋、物資を使用し、特定の業者に対して物資の保管を命じ、又は物資を収用する権限(例)被災者を炊き出しに協力させる等

(1) 管理

救助を行うため特に必要があると認めるとき、都知事が病院、診療所、旅館、飲食店等を管理する権限

(2) 使用

家屋を収容施設として用いるような場合で、管理と異なり土地、家屋、物資を物的に利用する権限

(3) 保管

災害の混乱時に、放置すれば他に流れてしまうおそれのある救助その他緊急措置に必要な物資を、一時的に業者に保管させておく権限

(4) 収用

災害の際、必要物資を多量に買いだめし、売り惜しみしているような場合は、その物資を収用する権限

なお、収用は、特定業者に限らず一般人等何人に対してもなし得る。

第13章 激甚災害の指定

「激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律」(以下「激甚法」という。)は、著しく激甚である災害が発生した場合における国の地方公共団体に対する特別の財政援助又は被災者に対する特別の財政措置について定めている。

市内に大規模な災害が発生した場合、市は、「激甚法」による助成援助等を活用して、迅速かつ適切な応急復旧を実施する。

本章においては、「激甚法」に基づく激甚災害の指定を受ける場合の手続き及び指定を受けた場合の手続き等について定める。

第1節 激甚災害の指定計画

震災編第2部第11章【応急対策】第10節「激甚災害の指定」を準用する。

第1部	第1編	震災編
第2部	第2編	風水害編
第3部	第3編	雪害編
第4部	第4編	火山編
第5部	第5編	その他編
資料編		